

第二章 五つの象徴しるし

この平和な大自然の中に生きて来た吾々の祖先は、国宝大田山豊楽寺の薬師堂を残した。四国最古の建造物である。大豊の地は四国の島の中央に位置しているので古来南北の通路になった。この現われが立川越えであり、京柱越えであり、番所の必要となったわけである。西峰番所の番役人三谷家は明治の新政に入るまで、藩政期を連続して、代々勤務したが、この三谷家の文書がよく残っている。土佐には多い時には八十八ほどの番所があったが、古文書の多いのは三谷家のみである。この文書もあとで述べるように他の例をみない本町の誇りとする文献である。

また数ある山の中で梶ヶ森（一、四〇〇米）は、県立自然公園として最も大衆に親しまれ、県下は勿論、県外からも登山客の多い山である。青年僧空海が修法された伝承の地であり、且つ山容美しく四方から登れる梶ヶ森である。

川は吉野川。その吉野川が支流を集め、東西に流れ、大田口の下手より豊永駅近くまで、数軒に亘って長瀬をつくっているのは、本流中このみである。

この吉野川の生んだ文化、大豊町ひいては嶺北、四国の文化はこの吉野川が母といっても過言ではない。吉野川は大豊のいのちでもある。

さらに日本一の大杉、杉の大杉がある。杉の種類では世界一といっても差支えない。特別天然記念物である。これもまた大豊のはこりであり県自慢のものである。

山下奉文將軍一家が本町川口に居住され、將軍も出生後幼年時代をここで過ごされたが、これが巨杉の雅号をとられた機縁になっている。また歌手美空ひばりはその危禍全快を八坂神社に祈り、且つ日本一の大杉にあやかって、日本一の歌手になることを祈願した杉でもある。

最近では旧制高知高校開設五十周年記念に、日本一の大杉のその孫杉を全日本に植えようと、八坂神社のうしろに苗圃をかまえ、歌碑も建立している。

私は大自然の神のいとなみによる山の中の梶ヶ森、吉野川、杉の大杉、それに豊楽寺薬師堂、三谷家文書の五つを大豊町の象徴しるしときめて、心中ひそかに誇りにしているものである。（橋詰延寿記）

## 一 国宝豊樂寺薬師堂ぶらくじ

大豊町五つの象徴しるしの一つ、大田山大願院豊樂寺は、当町の中央部東寺内にある。

国鉄土讃線大田口駅より徒歩で約八丁（約一〇〇〇米）、今は道路が整備されたので車でも上れる。

豊樂寺の境内は、方八町のうっそうとした杉の林があった。最近台風の被害等で伐採したが、まだ若干残っている。この老杉を仰ぎつつ登ると、右手に、行基の休憩したという伝承の腰掛石が林の中にある。

この腰掛石の下の方が林になっているが、その取付きのところに昔大門があったという。

薬師堂の北側にお杖桜という名木がある。これは行基がもっていた杖を土に立てたところ根づいたものという伝説であるが、恐らくつぎつぎと枯れる毎に植えて来たものであろう。

境内にアカイサコとよぶ小さい流れがある。仏に捧げる水が閼伽（アカ）であり、井（イ）は出水（イズ）むところであろうし、その流路がせまくなつた迫（サコ）の意であろうか。

薬師堂の前にびっくりするような大きな手水石がある。これは文政六年（一八二三）の夏、吉野川の大田瀬で見つけて引きあげたものである。何分高さ一・三米、長径一・三米、短径一・一米という巨巖である。たださえ登りにくい急坂の道であるから、折角信者の寄付も空しく、途中で中絶していたものを後になってやっと三ヶ年がかりで持ち着けたという。

これは県下でも最大の手水石ではあるまいか。

碑文に次の通りある。

「聖武天皇勅願所、御堂内務省特別保護建造物、日本三薬師第一御仏像、文部省甲種国宝

手水石文政六年（一八二三）夏吉野川大田瀬ニテ之ヲ発見シ薬師堂に引上ゲタル際ソノ発起人近郷各名主ニ謀リ、同意ヲ得、文政七年正月着手技能者雇入同八年十二月一日一里塚迄引上ゲ休業一年、同十年十二月此に引着ク、然ルニ記録ノ微不至ベキモノナシ、茲ニ古人ノ口碑ヲ刻シテ之ヲ後昆ニ伝フト云フ

（大正十二年四月）

なお、この手水石については、次のような口碑がある。

文政六年の夏、誰れが発案ではじめたのか吉野川の大田瀬にあった大きな石を、お薬師様の手水石に献上することになった。近郷近在の住民達は、靈驗あらたかな薬師様へのご奉仕とあって我れ先にと集まって来てこの大石に綱をつけて引張ること

にしたのである。



豊楽寺薬師堂 手水石

ところが、数千年もかかって、吉野川の水がうがった天然

の手水石は、重さも三屯近いもので容易に動かすとはしない。川から僅かに引きあげた所で砂にのめり込んで動かなくなってしまった。機械力の全くない時代のことで、何か良い方法はないものかと思案に暮れていたところ、森郷相川村に、泉が関本名（柳之進）と云う力士がいることを知り、力による技術者として雇い入れ、是が非でも引きあげることにしたのである。ときに文政七年正月、最初泉が関が此の石に取り組んだところ三尺程下ってしまった。引きおろすのなら泉が関でなくてもたやすいことだと口々に叫ぶなかでさすがの泉が関も容易なことでは上がらぬことを悟り「三味線面」と云われる松の木の二又をつくり、その上に石を乗せて引き上げることにした。当時としては何分にも巨大な石のこととて容易なわざではあがらないので、黒石村にあった某が石の上に乗り、

相川の泉が関が切れて来て

薬師さんへの手水鉢  
木（もく）にあがるぞ

と、ザイを振ってキヤリ歌を、はやせば、綱に取りすがった群衆は「ヤレコロサアノーノイ」と引つ張ったという。（森郷の泉が関を吉野川の関にたとえて歌い、関が切れて川木に手水石が乗ったと云う意味で泉が関の力をたたえたものであろう。）

最初の年に、寺内村シイノクボまで、翌年は、同じくデキヤ附近（一里塚）まで、そして三年がかりでやっと薬師様まであげたという。近辺の百姓達も午後になると集まってきた。かけ声が聞こえはじめると、どうしても参加せずには居られなかったというから、その信仰のあつかったことがしのばれる。又手水石を上げる三ヶ年間は、百姓達はこぞって夜中起きをして働いたので、仕事がかえたなどと云う者は一人もいなかったと云う。

さらに面白いのは、寺内村の某氏の麦畑を引っぱって通らなくてはならなくなったが、某氏は薬師様のことでもあるので文句一つ云わずにだまって通したところ、その年の麦は又とない豊年万作であったというから、これはまさにお薬師様の御利益と云うべきであらうか。

堂後には熊野神社がある。もとは鎮守であったのでここを奥宮として畏仰する人が多かった。又森林中には天狗岳、飛岳等の人のおそれる場所がある。

## (一) 大師堂

豊楽寺は真言宗であるから大師堂がある。この大師堂は徳川中期の改築であり、いまある建造物の中では古い方に属する。瓦葺きの宝形造り、棟飾りに宝珠を乗せている。三間四面で、四面の柱頭は三つ斗で肘木もある。

長年月のため古色蒼然とした山間には珍らしい優雅な建築である。向拝柱は二本、柱頭は三つ斗を用いている。虹梁の面に唐草模様を彫刻し、その上に波に三柏葉の紋をつけ、虹梁の挙鼻は竜、向拝柱の内下方の助鼻は象である。

## (二) 通夜堂

通夜堂は明治四十一年の建築である。瓦葺、五間半に七間半の二階建の大きなもので、入母屋造り千鳥破風を正面に廻し、その破風の下方に唐破風の入口をつけてある。柱頭の大斗には絵葉肘木をのせ、虹梁の面に唐草の浮彫り、正面見付けに三柏葉の紋が透し彫りされている。

### (三) 鐘 楼

鐘楼は金堂の前にある。大正十年の建築にかかるものである。

こけら葺きで九尺四面、用材は総檜、柱は円柱で四脚より成る。鎌倉式の建築で屋蓋の千鳥破風も美しく、懸魚も優雅である。

この鐘楼で調和がとれ、当山自体が美しくなった。

### (四) 僧 行 基

行基は奈良の薬師堂の僧で姓は高志氏、和泉国の大鳥郡の人で天智天皇の九年（六七〇）に出生。

なかなかの人物と見え、彼があちこち遊ぶ時には彼を慕ってついて行く者が、何時も千人もあったという。教化力をもった不思議の人である。

こうした礼拝人のあつたことが仇となって、養老二年（七一七）四月には叱責をうけている。行基四十八才の時である。それは、

「近頃行基や弟子達が街に出て来て妾りに罪禍を説く。名門の名を偽ってむりに物を乞い、或は聖道を詐って百姓をまどわし世俗を乱す。この為四民は業をすてて仕事をしない、釈教にも違い法令を犯すものである」と、

民衆が行基を尊敬することが法にふれるほど魅力があつたという。それほど尊敬と信仰をえた行基である。

しかしやがて行基の徳は朝廷に認められた。天平三年（七三一）八月行基につき従うもので法の如く修業するものは男六十一才以上女五十五才以上がみな入道することのお許しがあった。行基六十二才である。

天平十五年（七四三年）聖武天皇は盧舎那仏の大像建立の誓願をせられ、近江の紫香楽宮に行幸され初めて寺地を開かれた。この時行基は弟子達を引きつれて行ってみなの人々を勧誘した。

奈良の大仏ができる時の費用は行基の勸進によるところが大であったという。

行基はまた弟子達を連れて要害の地には橋をかけたり、堤防を築いた。聞き伝えたものが雲集して手伝ったのでたちまち出来上った。

天平十七年（七四五）七十六才の時大僧正に任ぜられた。

天平勝宝元年（七四九）二月二日菅原寺の東南院で死亡した。年七十九。みなが行基菩薩といった。

遊行の先々に寺院仏堂をつくった。畿内だけでも四十九院あり、畿外の諸国にも数知れないほどある。これらの中には施入田があった。弟子達がそれを維持していたが、宝龜四年（七七三）十月になって施入田のない寺、また建物がある大和の五院（菩提・登美・生駒・河内の石凝・和泉の高諸）にそれぞれ三町歩の施入田を、河内の山崎院には二町歩を施入して、行基の遺法を伝えるようになった。

行基はまた今の社会福祉の資金と同じ制度の基本財産を設けたようである。それは「撰津にある孤独田一五〇町歩故大僧正行基法師孤独を矜むために置く」と日本後紀の弘仁三年（八一二）八月の条に見えているとある。（以上は大人名辞典よりの要約である）

行基についての土佐での伝承は、浦戸湾に入って国分についたとき、滝の水音が聞こえる。その水音を訪ねて行く、巖頭に毘沙門天を拜した。そこで早速毘沙門天を彫刻してこれを祀ったのが現在の滝本の毘沙門の滝である。

日本の地図の中で一番古いのは行基図ではあるまいか。これには当時の官道が記入されている。それによると近畿

から土佐へは淡路を通り阿波から瀬戸内を経て、讃岐・伊予・土佐となっており、その距離は一、二二五里である。さて豊楽寺は国分寺の次に創建されたものであると伝えられている。

### (五) 行基草創の寺院

僧行基の開基と伝えられる寺堂は南国市国分の「金光明四天王護国寺(国分寺)」、同所の安祥寺、高知市五台山の竹林寺、高知市円行寺の円行寺、高知市奏の三谷山の清水寺、安芸郡安田町の地藏院観音堂、香美郡野市町佐古の大日寺、夜須町羽尾の長谷寺、宿毛市平田の延光寺と本町大田山の豊楽寺である。

一応竹林寺・大日寺・長谷寺・延光寺・豊楽寺共にその面影を残しているが、草創の古い建築様式は何処にもない。ただ豊楽寺の薬師堂のみである。

伝承によれば粟生山歡喜院定福寺も行基によって建立されたものといわれる。

定福寺は真言宗智山派に属し、境内には七間四面の本堂・鐘楼堂・大師堂・庫裡があり、昔時は本寺格で本堂・仁王門・教院・鐘楼堂・庫裡・御長屋があつて本寺格のものであつたという。

檀徒は豊永郷三十八ヶ村中二十五村に亘り西光寺、中の坊等の末寺をもち長宗我部地検帳(天正十六年、一五八八)によれば粟生、川平に寺領を有し、山内家初代藩主一豊公も藩内巡視の折ここで休憩され、寺領の寄進があつたという。以後代々藩主の崇敬の厚かつたことが棟札等によつて知ることができる。惜しいことに安永年間火災に罹り、堂塔、諸記録を失つたが仏像はその難をのがれた。安永八年(一七七七)藩主山内豊雍の時に再建したのが現在の本堂である。

消化力の旺盛な日本民族は三十三代の推古天皇時代から藤原時代末期まで約六百年・飛鳥時代・奈良・天平・平安時代と古い社殿・寺院の建築が随分と誕生した。

土佐といえども同様であったことは容易に推察される。しかしその長い年月の間に風雨に腐朽して倒れたもの、火災で焼失したものの、兵火の災害にかかったものもあるであろう。とにかく創立当時の面影を残しているのは奇跡的にも豊楽寺薬師堂以外には四国の島に見当らない。

世に日本三大薬師の一つとよんでいる。

## 1 建築用語

校倉（あぜくら） 横材をせいろ組にし壁体とした倉。古代の倉は主にこの校倉が用いられた。横材を校木という。断面三角形。稜の一つが外側に面している。

入側（いりかわ） 縁と座敷の間にある通路。

入母屋造り（いりもやづくり） 屋根の上方が切妻造りで、その下方に庇をめぐらしてできた屋根形式。

海老虹梁（えびこうりょう） 彎曲した形の虹梁で、高さのちがう二点を結ぶために用いられる。

扇檼（おうぎたるき） 扇を開いたように放射状に配した檼。飛鳥時代・奈良時代には扇檼があった。

大棟（おおむね） 隅棟、降棟などと区別して呼ぶ必要のあるとき水平な主棟をとくに大棟という。

鬼斗（おにと） 隅行肘木の上ののつて、水平方向の肘木を受ける斗（ます）。

藁股（かえるまた） 組物と組物の中間、虹梁上等に用いられ、上方の荷重を支える意味をもつ。板藁股と本藁股と

の別がある。板藁股は奈良時代からあった。

木鼻<sub>1</sub> 頭貫鼻 部材の先端が突出しているのを木鼻とよぶ。木鼻には繰形・渦紋・動物などの彫刻をつけるのが普通である。

切妻造り 本を半開きにして伏せたような形の屋根。それで隅棟がなく両端に妻をあらわす。

組物 柱上にあつて軒を支える装置。一名斗栱トウキョウというように斗トと栱キョウの組合わせで、全体で軒を支える腕木の役をする。和様では組物は柱の上部にだけある。柱間を飾るもの（中備なかぞなえ）としては間斗束けんとづかまたは裏股うらこを置く。

唐様では諸組みといい、柱上と同様の組物を柱に一組または二組置く。

天竺様では挿肘木ササエドモといって柱に肘木を押しこむ。柱間には遊離尾極ユリキをおく。また組物を構成で分類すると次のようになる。

(1) 舟肘木 柱上すぐに肘木を組んで桁をうける。

(2) 大斗肘木 大斗（最下部の大きな斗ト）に肘木を組んで桁を受ける。

(3) 三斗組みつとよ 大斗の上に肘木を組み、その上に斗三個をおき桁を受ける。斗と栱との間に実肘木まじ（模様をつける場合がある）をはさむこともある。

(4) 出組み 出三斗組の前に出た斗にさらに水平方向の肘木と三斗を置いて丸桁をうける。

(5) 二手先 手先とは壁側から前方に出た組物をいう。それで二手先では斗が二列前に出ている。

(6) 三手先 組物ではもつとも正規な組みかたである。三番目の斗肘木は尾極の上へのり、軒支輪けんしりんを設け、また小天井を張る。

(7) その他 多宝塔では四手先・天竺様組物では六手先がある。

雲斗・雲肘木（くもと・くもひじき）飛鳥時代に用いられたもので斗ト・肘木ひじき、またはその両方を一体として自由曲線としたもの。

庫裏くら もともと寺院の台所。住職の住居に用いる。

懸魚げぎょ（げぎょ） 破風の下に垂らし、棟木または桁を隠す装飾物をいう。破風の拌み下のものを懸魚。左右の桁部分のものを桁隠しといって区別する。また唐破風の懸魚は形が特別であるので兎毛通うさぎげという。

懸魚を形で分類すると

(1) 梅鉢懸魚 五角形をしたごく簡単なもの。

(2) 猪目懸魚 猪目、ハート形をしたものである。

(3) かぶら懸魚 下部の文様が左右に巻いているもの。

(4) 三花懸魚 かぶら懸魚の下部のかたちを三つによせた形のもの。

なお懸魚はすべて上部に文葉飾りを打つ。また懸魚の左右の装飾物をひねとよぶ。

化粧(けしゅう) 見えがかりとして仕上げたところをいう。見え隠れる部分を野のという。

外陣(げじん) 内陣に対して礼拝その他に用いる場所を外陣という。飛鳥・奈良時代の平面では母屋が内陣、庇が

外陣となるが密教式平面では堂を前後に分け、前半を外陣とする。

大斗(だいと) 斗ますのこと。柱・大瓶たいへいづか東・囊股かえるまたなどの上に設けた方形または矩形の木をいう。肘木とともに組物を構

成する。

宝形造(ほうぎょうづくり) 四つの隅棟が一点にあつまる四角錐の屋根。大棟がなく、頂上に露盤、宝珠を飾る。

## (六) 薬師堂

昭和四十八年現在、高知県で国宝の指定をうけている文化財が二つある。その一は建造物で本町豊楽寺の薬師堂であり、その二は工芸で日高村千本杉の小村神社の金銅荘環頭大刀拵の大刀身である。

四国では豊楽寺薬師堂の他、愛媛県にある大宝寺が国宝に指定されているが、この建築は鎌倉初期のもので平安期に建立された薬師堂には及ばない。

## (七) 薬師堂釈迦如来像の体内銘

文化財保護委員会発行の国宝事典の二七三頁下段に豊楽寺薬師堂一棟が出ている。(昭和三十六年三月発行)その解説を転記する。

## 豊楽寺薬師堂一棟

桁行五間、梁間五間、一重、入母屋造、こけら葺、平安時代

豊楽寺の歴史は行基菩薩(六七〇〜七四九)の開基と伝えるのみで明らかでなく、今は薬師堂を残すのみである。薬師堂の建立年代についてもまた明らかでないが、堂内安置の釈迦如来像(重要文化財)に仁平元年(一一五一)の体内銘があるので建築もまたこの頃のものと思われる。

堂は桁行、梁間とも五間、入母屋造りであるが、その平面は特異である。すなわち中央の方三間を円陣とするが、外陣は後は狭く、前を広くしているので、側柱と円陣柱との柱列が通っていない。この為もとは方三間の堂であるが、周囲一間通りは建て増したものであるとする説もあるが、外陣も様式手法から、円陣と同時の建立と考えられるので、当初からこのような平面計画であったのであろう。

柱上に舟肘木をおき、軒は太い疎檼まだらたきで、全体に簡素な形式であるが、各部ともよく平安時代の特徴を示している。なお四国で薬師堂と共に国宝に指定されている愛媛県の大宝寺本堂一棟を紹介して参考にした。

## (八) 大宝寺

大宝寺本堂 一棟 愛媛県

桁行三間、梁間四間 一重、寄棟造、本瓦葺、鎌倉時代

大宝寺は大宝年中（七〇一〜七〇三）国司越智玉興の創立と伝えられている。

今の本堂は建立年次を知る資料を欠いているが、形式手法からみると鎌倉時代初期の特徴を表わしている。その後寛永八年（一六三一）修理と、厨子の新設があり、貞享二年（一六八五）修理、大正十年解体修理を施して今に至っている。桁行三間、梁間四間の堂であって、隅柱上にだけ舟肘木を用いて細い桁をつけ、勾配のゆるい軒に榎割りの制が見られないことなど、平安時代以来の特徴を示している。なお堂内に安置された三間、軒唐破風つきこけら葺きの唐様の厨子と仏壇は寛永年間の作ではあるが手法優秀で堂とともに貴重である。

## (九) 仁平元年の胎内銘

昭和四十四年三月三十一日高知県教育委員会が発刊した「高知県の文化財」の最初につきの通り解説してある。

豊楽寺薬師堂

長岡郷大豊村 寺内 豊楽寺

明治三七・八・二九 旧国宝

昭和二七・一一・二二 新国宝

大田山豊楽寺は行基の開創するところで、その草創は聖武天皇の神亀元年（七二四）と伝えられている。

薬師堂は豊楽寺の本堂であって、堂内に奉祀する釈迦如来の胎内銘により仁平元年（一一五一）に作られたことが明らかである。

「貢上、歳卅僧鏡祐

敬白、仁平元年八月四日云云

五間四面薬師堂造立云云」

その後室町末期に至る長い期間の消息は明らかでない。元龜二年（一一七一）の大風で杉の巨木の下敷になって大破した。それで天正二年（一五七四）に長宗我部元親がこれを修復した。つぎに寛永十四年（一六三七）またまた大風のため大破したが山内忠義は直ちにこれを修理して、新たに向拝をつけ加えた。

また文化二年（一八〇五）には火災のために本堂を除いて他の堂舎が焼失したが文化八年（一八一）それを復興した。

明治四年廃仏毀釈の法難にあった後は、粟生の定福寺の飛地仏堂として僅かにもちこたえて来た。しかし明治十八年に豊楽寺の再興に伴いその本堂として復活した。

本堂は桁行五間梁間五間で、屋根は入母屋造り、こけら葺、総素木造りの至極あっさりした堂宇である。間取りは内外陣に分れ、正面一間通りが外陣である。この一間は他の両端の間よりも広い。

柱は全部円柱で柱の上には舟肘木を置き丸桁を受けている。軒は二重であるが、極の配置は疎極である。そのため非常に簡素な造りになっている。

正面中央三間には板唐戸を釣り込み、両端の間には連子窓をつけている。両側面の前端の間と背面の中央一間が正面と同じような板唐戸構えでその他は総て板壁である。

四周には廻縁をめぐらしている。勾欄をつけているがその親柱には宝珠をいただいている。

入側柱も円柱で、舟肘木を置いてある。天井は入側通りが化粧屋根裏で内々陣は猿顔面取りの棹縁天井である。内陣境は、中央三間が掲部戸あしとまである。両端の間は格子戸を引き違いに建込んである。内々陣と脇陣との境は両側とも前方二間には格子戸を引き違いに建てこみ、後一間は板壁で後陣との境は三間とも板壁で、その前方一間に三間の長い須弥壇を取りつけている。入母屋の妻飾りは又首紐であって、破風板の拌みには猪の目の懸魚をつけている。また棟は箱棟で両端に鬼板を据えている。

向拝は一間で大面取りの方柱を建て、両端に木鼻をつけた虹梁をかけ、柱のいただきには和様の三斗組を置き、虹梁の中央には山内氏の定紋である。三つ柏葉を透彫りにしたかえる股を置いてある。

当時は大陸の建築様式が漸く日本化しようとする時代であるため、随所に日本的なものが窺われる。

床を張り縁を廻したこけら葺きの屋根、疎種の深い軒、いっさいの彩色をしない素木の姿には確かに日本的なものが感じられるのである。また太く短かい丸柱、緩い勾配の屋根と深い軒、美しい曲線の軒反りと、深く入った小さい入母屋の屋根は、よくこの時代の特徴を現わし、優雅であって、落付きがあり、安定した姿をみせている。

細部ではきわめて緩い地種の勾配と、先端に近く急に反った種の曲線、外陣に架っている虹梁の断面が口型になっていること、三間通した須弥壇の勾欄、さてはその下のはめ板に彫られた香狭間の美しい形などはよくこの時代の特徴を現わしている。

なお内外陣の棹縁天井は、日本におけるこの種の天井の最も古いもの一つとされている。

## (6) 風雪に堪えて

山本淳著「土佐美術史」を中心に豊楽寺薬師堂を考えてみる。

行基は日本国中を巡遊し、土佐では五台山に来て竹林寺の草創にあたった。その後四国中央の地である大豊に来て、如来有感の靈場であることを喜び一字を建立した。

聖武天皇は大いにこれを喜ばれ、大田山大願院豊楽寺の称号を賜った。本院は草創の昔から法灯榮えて、山腹には大田寺、菊大門、極楽寺、蓮華院等の塔堂伽藍が建ち並び繁栄した。以来八百余年、風雪、火難、山崩れ等々の天災にも拘わらず、奇跡的にも薬師堂のみは現存している。

現在の薬師堂は、第七十六代近衛天皇の仁平四年（一一五一）に佐伯依次、紀恒忠、八木包相等の本願で再興したものであり、薬師仏の像もこの時共に修復された。

第三百三代後土御門天皇（寛政六年一四六五～明応九年一五〇〇）の代に備後の光明寺の鐘を当豊楽寺に寄進している。この鐘のちに高知の城西中学校の敷地にあった常通寺に移されたが、その後行方は分らない。今薬師堂にある梵鐘は貞享三年（一六八六）铸造されたものである。

## (7) 兵火をまぬがれて

元龜二年（一五七一）土佐には大風が吹き荒れ、当山も寺内の巨杉が倒れて薬師堂が大破した。これを長宗我部元親が三年後の天正二年（一五七四）に外陣を建立、大修理を加えたが、内陣はそのままであったので、仁平年間の姿

をその儘今日に残している。

伝承によると元親は四国征覇の軍を進めた時その途上、おそらく豊永の小笠原氏がこれに抗し、軍兵をあつめ豊楽寺を本拠にするであろう。それより機先を制して豊楽寺を焼き払えば、その拠点を失うであろうと判断し放火した。ところが忽ちにして元親の身体がしびれて動くことが出来ない。しかも外陣の一部を焦がしたのみで、内陣は全く安全であった。元親はこの靈験に感じてその罪亡ぼしに外陣を建立、その上薬師堂を四国の総祈願所にしたという。

### (三) 薬師堂の特色

- 一、藤原時代の建築の特色を発揮して結構、優美閑雅であること。
- 二、外陣の化粧屋根裏が二重であること。
- 三、内陣の須弥壇の高欄とその下方の蹴込板の香狭間並びに本堂四面の柱頭の舟肘木ははっきり藤原時代の建築であること。
- 四、一枚板の板唐戸を扉に使用していること。
- 五、虹梁にそりが少なく、殆んど直線に近いこと。
- 六、外陣の虹梁の厚さも、天井竿の厚さも上部が幅が広く、下部がせまく、その裁断形があたかも将棋の駒のようであること。
- 七、格天井でなく棹椽天井であること。
- 八、本堂四面の高欄が藤原式であること。
- 九、内陣を繞らす黒漆格子を用いていること。

一〇、仏像の光背は健駄羅美術の特色である忍冬唐草模様を施してあること。

十一、千鳥破風の懸魚は鎌倉式であること。

十二、鉋のない時代の建造であるため、従って鉋とのみを使って細工したものであること。

### 1 彫刻用語

一木造り 像の頭部と体部とを一木から彫り出す手法。平安初期の作例に多い。背面から像内をくり抜いた背剝りのものもある。

乾漆造り 漆を主に用いた仏像制作の技法。木心乾漆と脱活乾漆の二種がある。

玉眼 仏像の眼に水晶をはめこんだもの。

光背 仏体から発する光明を表わすもので、仏像の背後におかれる。頭部にあたる頭光、身部にあたる身光をそなえ

た二重円光が普通である。周縁の形・裝飾・構造によって舟形光・飛天光・板光背等いろいろある。

定印 印は諸尊の内証（内面性・さとりの）表現で両手の形でこれをあらわす。法界定印（胎藏界大日如来など）、弥陀定印（阿彌陀如来など）など尊別で異なる。

台座 像を安置するための台で像を神聖化し荘厳にするため、いろいろと工夫されたもの。蓮華台が多く、これも仰蓮と飯花（かえりばな）だけの簡単なものから、八重、九重のきわめて裝飾の豊かなものまである。他に須弥山をかたどった須弥座（形が宣字に似ているので宣字座ともいう）岩をかたどった岩座などがある。

半跏思惟（はんかしい） 通常左足を踏み下げ、右足を折って、その足首を左膝にのせて坐り、左手は右足首の上に伏せ、右手は臂を右膝について、指先きは頬にそえ、ちょうど思考するような姿である。この形は飛鳥、奈良時代の仏像に多く見られる。

寄木造り 頭部と胴部とをおのおの別の木で造り内部を削りぬいた(内削りという)のちこれを<sup>はぎあ</sup>短合せて木彫像を造る技法。

### (三) 豊楽寺の重要文化財

豊楽寺には国の重要文化財である仏像が三体ある。何れも藤原時代の特色ある優秀なもので、明治四十四年四月国宝に指定された。戦後法律の改正により国の重要文化財に指定されている。

#### 1 薬師如来坐像

用材は檜、寄木造、仏身の高さ四尺三寸四分(一・三二米)当時の御本尊である。

同一の檜材により、耳のうしろには左右に縦に胴にかけてはぎ、両肩は前後に縦にはぎ、両手は袖口で挿入れている。全部内くりである。台座はない。

光背は船形後光彩色で光心と周囲の宝相華をえがいてある。中央の八つの華のまわりに八つの円相を配って、上方の大きい円の中に梵字を書いてある。

この像は螺髪が欠けたところがあつて左右の耳に虫害がある。仏身は損傷が多く、右手の虫蝕で五指が損傷している。左右の袖口にも、また左足の二指にも虫蝕がある。裳先も損傷して、全身に虫蝕が多く後世まずい色を塗っている。光背は大小五枚の板をはぎ合せている。そのはぎ目がすっかり損傷し、のちになつて下方を四尺(一・二二米)ほど切り除けたのであろう。その為に本体の薬師像と寸法が合っていない。

この様な状態であつたが、大正七年これを修理し、本体に着色してあつたものを洗い落した。はぎめの傷みもくつ

つけ、欠けた処を補修し虫蝕のあともうめ、なかった台座も四重台座とした。更に光背の切り取った部門も補足し、藤原期の旧観をたもつようになったのである。

本像は釈迦如来像と似ているがよく見ると違っていることが分る。

木寄せが複雑であり、姿態はのびやかである。衣紋も低平で、顔は明るく、首はのびて螺髪もおだやかである。創作の年代は釈迦像より一まわり下るものと思われる。「高知県の文化財」には考察を入れている。

## 2 釈迦如来坐像

用材は檜、寄木造、仏身の高さ四尺四寸五分（一・三五米）藤原時代末期の作風である。

胎内背部の一面に「貢上錢卅僧淨我云々仁平元年八月四日大田山大願院豊楽寺」の年記と結願者名、願文が記載され、特に最近の調査で薬師造立の文字が発見された。

このことで今まで異説の多かった薬師堂の建立年代が明確になったのである。

つまり仁平元年（一一五一）は七六代近衛天皇の時代である。

この像は伏目がちである。口の位置が正中線から右へ少し片寄っているが、何となく親しみをもつ肉づきである。と、評している専門家もいる。

手法は頭と胴を共に一木彫にして後頭部から左右の肩を貫いて縦に割って内くりをしている。

左の手は臂と手首ではぎ、左手の臂は膝上をはぎつけ、袖口に挿し入れてある。膝は横にはぎ、内くりである。

木眼で右手屈臂、掌を外にし、左手を膝の上におき、あぐらをかき右足で左脛をおさえている。台座はない。

光背は阿弥陀如来と同形、螺髪は前が、左手と右手はどちらも指頭を傷つけていた。後世修理を加えたあと、全身を塗ったあとがある。

この像も他の二体と同様に修理し、四重台座をつけ、光背のはぎめもくっつけ、昔の美しい姿に戻っている。尚これと同時代制作の、奈良県長岳寺にある阿弥陀三尊は、玉眼の技術が採用され、衣紋も流麗に描かれている。それに比し本体は木像であり、衣紋も硬く仏像彫刻の技術が遅れていることが分る。

一部記述したが本像内面の記録は、宝永五年（一七〇八）本尊修理のとき見つかったもので、非常に貴重な資料である。これは土佐国とくしよ靈簡集に収録されているが、次の通りである。

貢上歳卅僧淨我

貢上歳佐伯氏女

貢上歳卅宗我部千永

貢上歳卅佐伯依次女

紀 恒忠女

柏部氏女

貢上佐伯藤井女

貢上歳卅八木氏女

貢上歳卅僧仁西藤井

貢上歳卅 上毛氏女

貢上歳卅八木包相女

貢上歳卅宗我部永利女

貢上歳五十男佐伯為利

貢上佐伯次利

同包道、同栲吉、依永貞、同行方、同正則、行平吉行、八木宗味女、秦恒遠女、佐伯同是次、草江貞清、同次永、同成心、文屋為宗女、同貞行、同為行

歳五十男八木是根

仁平元年辛未（一一五一）八月四日大田山大願院豊楽寺

### 3 阿弥陀如来坐像

用材は檜、寄木造、仏身の高さ四尺三寸五分（一・三二米）である。薬師如来坐像と共に同じ作者のものといわれる。

手法は頭部と胴と一緒に一木彫にし、後頭部から左右肩を貫いて、胴を縦に割り、内くりで、両手は肩で前後に縦にはぎ、膝は横に、両臂のところは膝の上ではぎ、両手は左右ともに一木で彫り出して、袖口に押し入れてある。全部内くりである。

仏像は螺髪、木眼で両の臂を曲げ膝の上において法界定印を結んでいる。あぐらをかいているが、右足で左脛をおさえている。台座はない。光背は船形後光で中央に八葉の円相がある。二重円相のまわりに忍冬唐草模様、その中に円相の配列がある。

地色は黒色に彩色し、螺髪には虫蝕があつた。両耳はねずみに傷つけられ、左右の拇指の爪先、左袖にも、ねずみと虫害をうけている。裳先のはぎ目もいたみ、両肩と膝には後世修理したあとがある。

仏身全体に虫の害が多い。また後世修理した時の彩色もよくない。光背もひどく傷んで下方四尺ほど切りのけた跡がある。

この仏体も右のような状態であつたものを前二体と共に大正七年修理し、汚れを落とし、木地の色をつけ、四重の台座をつけ、光背もすっかりはぎ目を修理し、補正したので旧観を取り戻すことができた。

顔の表情は微笑をふくみ、ほほえましい姿であるが、作風全体としては生硬な点がある。光背は例の忍冬唐草風の

模様のある高雅なものである。

この模様は三十三代推古天皇時代（五九三～六二八）に建てられた大和の法隆寺の金堂、中の間天蓋、蛇腹板文様と非常によく似ている。これはギリシャのアレキサンダー大王が、印度に遠征して、印度化した健駄羅美術が日本へ伝わって来たものといわれている。

#### 4 三体の配列

「高知県の文化財」八三頁には次の記載がある。

大田山大願院豊楽寺薬師堂には、向って右から釈迦如来、薬師如来、阿弥陀如来と三尊の半丈六仏が須弥壇の上に奉祀されて俤観を呈している。

このような三尊の奉祀形式はあまり他に例をみない。同町の定福寺は阿弥陀如来を中心にして薬師地藏を両側に配置する形をとっている。両寺ともに熊野系の神社を鎮守神としており、熊野信仰と関係がありはしないかと考えるが、研究を要する。

熊野神社の信仰は、高知県には相当浸透している。特に東部に強く本町にも熊野系が多い。これは本史にも散見するところである。

### (四) 県内の重要文化財（建物）

高知県内の建造物では、国宝指定の豊楽寺薬師堂の他、次の建物が何れも国の重要文化財に指定されている。

#### 1 高知城（所有高知県）

高知城は慶長六年（一六〇一）山内一豊が入国して、百百越前守安行を築城奉行として着工、慶長八年八月本丸、

二の丸を完成、同十三年三の丸を完成した。

その後享保十二年大火のため焼失した。享保十四年（一七二九）再建にかかったが諸種の事情により、二十五年後の宝暦三年（一七五三）漸く旧状に復した。

## 2 土佐神社社殿（高知市一宮土佐神社境内）

土佐神社は土佐の総鎮守で武門の崇敬があつかった。

元龜元年（一五七〇）長宗我部元親により本殿、幣殿、拝殿を再興した。また山内一豊は社領を免許し、二代藩主忠義は楼門、鼓樓を建築した。

この楼門は県の文化財に指定されている。

## 3 竹林寺本堂（高知市五台山竹林寺境内）

竹林寺は五台山金色教院竹林寺と云い、四国霊場第三十一番の札所である。

僧行基は聖武天皇の勅命で日本をあまねく行脚あんぎゃした。そしてこの地が中国の五台山に似ているので、文殊菩薩を安置するによい処であると報告した。天皇は神龜元年（七三四）行基に命じて建立させたのがこの竹林寺である。

現在の建物はその建築年代が明らかではないが、形式、手法から室町末期のものといわれている。

## 4 国分寺金堂（南国市国分、国分寺境内）

本堂は国分寺観音堂ともいわれている。

永録元年（一五五八）長宗我部元親により再建したもので、その草創は遠く天平十一年（七二九）で僧行基の開山

である。四国霊場第二十九番の札所で、様式構造は大体において和様である。

5 朝倉神社本殿（高知市朝倉神社境内）

延喜式社で、本の丸殿という。

昔から朝倉庄の総鎮守で国内祈願所であり、勅願所でもあった。

二代藩主山内忠義の時本殿を修理した。この建物は明らかではないが、大体江戸初期のものと言われ、桃山時代の豪華絢爛の気風を多分に含んでいる。

6 鳴無神社社殿（須崎市浦ノ内奥浦）

当社の祭神はアヂスキタカヒコネノミコトで、創建は天平宝字（七五七～七六四）以前であると伝えられている。棟札の写しによると建長三年（一二五二）社殿を造営したことがわかる。いまの社殿は寛文二年（一六六三）山内忠義の造営にかかるものである。

7 不破八幡宮本殿（中村市不破、不破八幡宮境内）

不破八幡宮は一条氏入国以来の幡多郡総鎮守であり、祭神は応仁天皇、関白一条教房が山城国石清水八幡宮を勧請したものである。創建は応仁二年（一四六八）にまでさかのぼるが今の社殿は安政六年（一八五九）再興したものである。

(五) 県内の薬師如来像

本町豊楽寺薬師堂薬師如来像の他、県内の薬師如来像で国の重要文化財に指定せられているものには次の八体がある。

- 一、高知市長浜 雪溪寺  
木造薬師如来坐像（鎌倉時代）
- 二、室戸市室戸岬 東寺  
木造薬師如来坐像（藤原時代末期）
- 三、安芸郡安田町 北寺  
木造薬師如来坐像（藤原初期）
- 四、南国市国分 国分寺  
木造薬師如来立像（藤原初期）
- 五、南国市国分 国分寺  
木造薬師如来立像
- 六、高知市五台山竹林寺  
木造薬師如来立像（藤原期）
- 七、春野町秋山 種間寺  
木造薬師如来坐像

百済の仏師の作と伝えられる弘仁の特色がある。

八、佐川町 大乘院

木造薬師如来坐像（鎌倉時代）

### (六) 県内の釈迦如来像

県内における重要文化財指定の釈迦如来像は、豊楽寺薬師堂の他次の二体がある。

一、安田町別所 北寺

木造釈迦如来立像（藤原初期）

二、高知市五台山竹林寺

木造釈迦如来坐像（藤原初期）

### (七) 県内の阿弥陀如来像

県内における阿弥陀如来のうち国の重要文化財に指定されているものは、豊楽寺薬師堂のものを除いてつぎの四体である。

一、高知市洞ヶ島町 安楽寺

木造阿弥陀如来坐像（鎌倉時代）

二、室戸市元 金剛頂寺

木造阿弥陀如来坐像（藤原時代末期）

三、高知市五台山竹林寺

木造阿弥陀如来立像（藤原時代）

四、同 竹林寺

木造阿弥陀如来坐像（鎌倉時代）

## 二 日本一杉の大杉

五つの象徴の一つ、杉の大杉は、本町杉、八坂神社の境内にある。

昭和三十八年三月二十八日発行された文化財保護委員会の「特別史跡名勝天然記念物図録」の第九六に杉の大杉のことが採録してあるのでこれを転記する。

長岡郡大豊町大字杉というところにある八坂神社の境内に、二株の大スギが立っているが、南側にあるものを南大スギ、北側にあるものを北大スギといい、両株はたがいに根元でつながっている。

南大杉は北大杉よりも大きく、幹はふつうの杉のように円柱状をなさず、南側の半面が三ヶ所で板状の大きな突角をなしている。根と幹との境界の部分の周囲は一六・七メートル、目通り幹囲は約一五メートル、北大スギは根と幹との境目の周囲が約一三メートル、目通り幹囲が約一〇・六メートル。両株とも主幹は高く直立して壮観を呈している。

右にみるとおり南大杉は日本で最大のスギであり、樹令は二、〇〇〇年以上と推定されているが北大スギもスギの巨木としては岐阜県の石徹白いとしろのスギと伯仲するものである。

この地はもと大杉村と称し、現在の大字名と共に、この大スギに起因していることは云うまでもない。延喜十二年（九一二）杉本某がこの木の下に貴船大明神を祀ったという伝説もあり、どこまでもスギと因縁がある話である。ところでこの文中に出てくる石徹白いとしろのスギとは岐阜県と福井県の県境に近い石徹白いとしろという人里離れた処にある老杉である。

この場所は白山登山路に近く、もとは石清水神社の境内だったところだそうである。樹高三十六米、目通り幹周囲約一三米、古来俗に十二抱えのスギと称している。

伝承によれば元正天皇の養老二年に、泰澄大師が白山を開いた時植えたものだという。それが事実とすれば、樹令実に一二四五年を数えていることになる。さすがに全体として老衰の徴は覆うべくもないが、全国に数あるスギの大木の中でも特に代表的な巨樹で「杉の大スギ」（北大スギ）と伯仲した存在である。

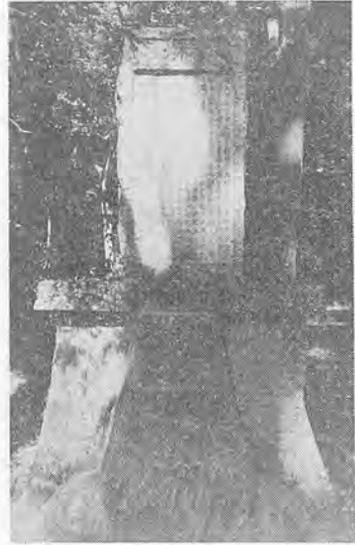
昭和三年四月十五日高知県が刊行した「高知県史蹟名勝天然記念物第一輯」七二頁にも杉の大杉として、前記国の文化財保護委員会の報告と殆んど同じ内容で解説している。ただ延喜十二年（九一二）杉本某この巨樹のもとに貴船大明神と共に祇園午頭天王の尊像を鎮祀した点、やや説明が詳しい。

指定は大正十三年十一月十二日であるが、更に昭和二十七年三月二十九日国の特別天然記念物に指定された。

## (一) 大杉の碑

偉大なるかな土佐の杉村の大杉樹齢は三千年に余れり。雨と戦い雲霧と戦い疾風迅雷と戦いて全勝を占め来れる、自然界の老杉雄々しくも神々しくも帝国の歴史と終始して金甌無欠の帝国を代表す。

この杉を仰ぐに辱けなくも万世一系無類の我が国体を仰がずんばならず、其の道の博士も見て日本一の大木と云へり。嗚々



大町桂月碑

樹木のみをして雄を撞にせしむべけんや。

雲をつくたけよりわけの杉村の大杉見れば神代しおもほゆ

大正十四年春

大町桂月撰

飯田霞洞書

## (二) 大杉の植樹

旧制高知高等学校同窓会では、若者の将来に期待する意味で日本一の大杉の側に若杉を植えることになり、八坂神社の近くに十六アールの土地を購入、本山営林署で生育中の大杉の子苗を昭和四十九年早春移植する計画を進めている。本年すでに若干の植樹が行われ、植樹の碑も建立されている。

碑文に曰く

おほ土佐の大杉のへに小杉うえ千歳の榮え友とちとねがふ

(四回生 中村求氏作)

## (三) 八坂神社

杉の大杉のもとにあり、祭神は神速須佐の男尊、神体は木



旧制高知高校歌碑

像である。古来からの産土神でもとは祇園午頭天皇といったが明治元年改称されたものである。

神社記に、「杉のナロ午頭天王、または天王、昔当村牢人鎌倉から勧請の由、社地に大杉二本あり、杉一本は半圓四丈九尺、一本は半圓三丈七尺、宮床三代、本田無し、貢物は地下よりこれを立てる。」とある。

合祭の神社一社あり。祭神は大物主神、明治元年聖神社と改称、棟札に宝永七年（一七一〇）地下人これを建つとある。

この八坂神社も老朽甚だしかったが、大杉部落民の努力で、明治百年記念事業として昭和四十七年十月改築した。工事費七百余万円、八幡造りの社殿で虹梁と木鼻の巻龍の彫刻はみごとである。

#### (四) 大杉の被災

昭和二十九年九月台風十五号の襲来の際北大杉の枝が折損した。

三好博士はこの杉は樹齡三、〇〇〇年以上と言っているが、折れた枝の年輪でも五〇〇以上あった。この折れた杉を競売に付した結果須崎の業者が買い取ったが、その価格は百二十一万二千元、トラック七台分あったという。

#### (五) 県内の大杉

杉の大杉について国の指定をうけている天然記念物に、天神の杉がある。これは香美郡香我美町山南の天満宮にあるもので、根廻り一二・一米、目通り九・四米、杉の大杉と共に県内では稀な老木である。尚この杉は小枝が細く下に垂れる為の中井猛之進博士は杉の変種であるとして、コウチスギと命名した。



桃原の牡丹杉

大豊町桃原の熊野十二所神社に神木がある。根廻り一一・二米の巨樹で樹令一、二〇〇年といわれているが、この種類は牡丹杉である。

牡丹杉は土地の杉ではなく、他から移植したと伝えられるが、これと同じ牡丹杉が西祖谷山村（徳島県）吾橋、五所神社にある。この杉も根廻り一一米のもの以下数本あり、偉観を呈している。

一、二〇〇年の昔（奈良朝時代）同一人の手で植えたものであるとすれば、祖谷の開発者が桃原の神定から祖谷の閑定に移ったという姥神伝承が生きてくるのである。

### 三 梶ヶ森

大豊町の象徴その三は、県立自然公園の指定をうけている梶ヶ森である。本町の東南部に位置し、標高一、四〇〇米、交通至便、風光明媚、高知県の名山中特に一般大衆に親しまれている山である。

山頂を中心に杖立山、北川への縦走路、鉢ヶ森を経て松尾峠へのコース、これを取り巻く自然の景観、豊富な動植物、昆虫の分布は学問的にも貴重な存在である。

又梶ヶ森は古来弘法大師若年の頃の修業地として知られ、今尚遍照院御影堂



梶ヶ森より雲海を望む

の修築物があり、別名靈山加持ヶ峰とも謂う。ここは昭和七年、当時日々新聞主催による土佐名勝地投票で第一位に当選したこともあり、親しみ易く、県下で最も登山客の多い山でもある。

昭和三十九年県立自然公園として指定申請を行った際の報告書の中から梶ヶ森を中心とする地質・景観・動植物・昆虫等の各面に亘ってその概要を紹介する。

## (一) 地形地質

大豊町の河川、溪谷には美しい緑色の漂礫がある。これは大杉駅の南方から梶ヶ森の北麓を通って京柱南方に連なっている御荷鉾緑色岩類が風化し、或は浸蝕されて押し出されて来たものである。

この漂礫母岩が庭石となつて京阪神は勿論、遠く京浜地区にまで出荷されていることは余りにも有名である。しかし一面この御荷鉾緑色岩類は地這りを起しやすい。大豊町の宿命的とも謂える悩みの一つがこの地這りである。

大豊町の地質はこの御荷鉾緑色岩類から北側の三波川帯、南側の秩父帯に分けられる。三波川帯の岩石は黒色片岩・緑色片岩・砂岩片岩・石英片岩などより成り、秩父帯の岩石は砂岩・頁岩・珪岩などからできている。また三波川帯の南縁近くの吉野川左岸山腹斜面には、弛剝離性黒色片岩が分布して、清水構造帯と呼ばれている。

秩父帯に分布する岩石は概括して秩父古生層と呼ばれ、約二億五千万年前に海底に堆積した地層群が地殻の変動で陸化したものである。

このような地層が分布している本町の景観を、さらに美しい郷土に化粧したのは、雨水の浸蝕作用である。

各地の相違した岩質に働く雨水の浸蝕が、まるで彫刻家のノミになつて本町独自の景観を各所に展開している。

(理学士 甲藤次郎)

## (一) 梶ヶ森の昆虫

高知県内で梶ヶ森ほど昆虫類が豊富で、しかもそれらがよく調べられている所は他にない。

オオクボカマキリは、梶ヶ森ではじめて発見されて新種として記載された種類である。体長一センチばかりの虫であるが触角に長い毛が密生している。

この虫は梶ヶ森以外では石槌山系にいますが、四国以外ではきわめて珍らしい。紀伊半島の大台ヶ原山で、わずかに匹採集されているに過ぎない。またこれに近縁な種類は、日本国内にはホソカミキリが唯一種いるだけであつて学問上からも貴重な種類である。

ギンイチモジ、セセリとクロツバメシジミは、四国では梶ヶ森以外の地には発見されていない。前種は春山頂の笹地で、後種は夏山腹に見ることができる。

また全国的に稀れな種類とされているスネケブカヒロコバナカミキリやイッシキモンカミキリも夏季山腹の花上や木の葉で美しい姿をみせてくれる。

夏季に山頂近くの林でみられるキマダラモドキ、美しいミドリシジミ、オオミドリシジミも、四国では稀らしい蝶に属する生きた化石となつている原始的な形態をしていて、化石となつている原始的なトンボ類と同じ形態をもつている。ムカシトンボ類は世界中に日本にいるムカシトンボと印度のヒマラヤ山中にいる、ヒマラヤムカシトンボの二種が現存するだけで、学問的にもきわめて貴重な種である。

晩春にミーン、キョロ、キョロと鳴くエゾハルゼミ、盛夏にリー、リー、リーと鳴くコエゾゼミは山地性のセミ類で、四国では勿論、本州でもかなりの高山でなければ生息していない。

夏季に黄色の美しい姿をみせるスジホコヤマキチョウ、早春にあらわれる、白地に黒い紋のある、透き通るような羽根をもったウスバシロチョウも山地性の蝶類に属する。

一センチ程の体のマツシタトラカマキリ、五センチ程の赤茶色のビクニセハムシハナカミキリも四国では梶ヶ森以外では発見されていない。

この他こん虫全般についての、梶ヶ森で発見されている注目すべき種類を挙げれば際限がない。

梶ヶ森のような小さい山が、このように豊富なこん虫をもつことはむしろ不思議と云わざるをえない。このきわめて貴重な宝庫は今後十分に保護し、末永く維持されるべきであらう。(農学博士 小島圭三)

### (三) 山の幸

高知県自体が多雨地帯であるが、その中でも我が大豊町は県内における多雨地帯である。温暖、多雨は当町の気候である。

この為樹種に恵まれており、低地の自然林には椎・檜等の常緑広葉樹、山地にはぶな、なら、等の落葉樹が生育する。また針葉樹にはもみ、つが、造林地には杉、檜が多い。かずかずの美林があるが、梶ヶ森には千古斧鉞を入れない自然林があり、また石楠花帯、山つつじ帯、蘚苔帯類も配置され、溪谷に映る四季とりどりの色彩は訪れる人々に強烈な印象を与える。

梶ヶ森を中心とした産業は、山林を背景にした農林一致の経営であり、これが本町の特徴でもある。

山野にはわらび・ぜんまい・わさび・いたどり・ふき・うど・せり・山の芋等々が自生し、自然の営みが美しい公園地域である。

#### (四) 弘法大師と梶ヶ森

##### 1 鍛冶ヶ仁保

梶ヶ森は別に加持ヶ森・鍛冶ヶ仁保とも云う。ここは大昔悪魔、妖怪が出たところ、弘法大師がまだ若く、神童尊の頃のことである。ある夜明星が現われ、たちまち山中に虚空蔵菩薩があらわれて一つの瓊を授けて申されるのに、「このたまは、民心を照らす宝の瓊である。お前は人々の為に邪鬼を鎮めて、末長くこの嶺に宝瓊を保つ時は、のち必ず法灯がかがやくであろう。」と告げられた。

それでこの嶺にはその瓊がとどめられているという。

時に奇人があって、虚空蔵菩薩を拝し、剣を鍛えて弘法大師に献上したいと申出で、御許しをえた。そこで山の中腹で剣を鍛えていると妖怪が出てこれを妨げる。これを知った弘法大師は、神符を授けて邪鬼を払い、無事剣を鍛えることが出来たという。このような古事にちなみ、梶ヶ森が「鍛冶ヶ瓊保」「加持ヶ仁保」ともよばれるようになった。

##### 2 降魔の剣

巖壁に洞窟がある。

大師が岩床で結跏趺座して、その大剣をとって十七日の間、虚空蔵菩薩を念じ、菩薩の靈感で悪鬼妖魔が降伏するよう修法をした。

この結果梶ヶ森山中の妖怪変化は皆大師の徳に化して一山を守護する善神になったと云う。

当山の本堂御影堂に安置してある尊像は弘法大師若年の頃、御開山の節の御霊体で、このような若年の御尊像は他になく、海内無二唯一のものと云われる。像の名を「神童の尊きま」とよぶ。

大師のお持ちのものは天授の宝剣で虚空蔵菩薩からいただいたもの、後方には霊壘の石がある。この石は大師が山の鬼神を鎮めたものという。

弘法大師が梶ヶ森に錫を止めたことについては、正史に求めることはできない。しかし往古から口碑に、地名に、伝承が多く、単なる空説でもないようである。たとえ口碑にしても地域の人達の日常生活に、信仰生活に生きていることもまた事実である。

この梶ヶ森の裏側に香北町、河野という部落がある。ここには弘法大師が独鈷で掘り出したという清水があり、今も尚ごんごんと湧き出ている。河野の人達は、弘法大師が梶ヶ森から松尾を経て、蕪生に出られたという伝承を今も信じている。

東豊永の八川には大師が持参の茶を入れた袋を取り落した。そこに茶がたくさん生えたという伝説もある。

### 3 御影堂

梶ヶ森に御影堂がある。これは弘法大師若年の頃「求聞持」の法を修業された処であり、大師がおさめたと伝える石と剣がある。石は「大師御手判の石」といい、剣は菩薩に献上するためのものと云う。

大師「御手判の石」には大師が修法の由を記されたというが、今は摩滅して知る由もない。

御影堂は砦岩の絶壁の裂け間に建立されているが、そこをよちて行くと「水」がある。大師が独鈷をもって加持をされたところ、水が出たので独鈷水とよばれる。今も大旱、小旱の際雨を祈るとたちまちしよ驗ありと古老は伝える。

また仏拝所という処がある。そのうち二十一ヶ所は大体において跡が認められるが、その他は巖々として登ることは困難である。

大師修法のあとは妖怪変じて守護神となったことは、前にのべたがその古事からこの附近は仏嶽山と称ばれている。ここは藩政時代藩主山内氏の所有地で、庶民の入山は禁じられていた。「ただ頼れた小堂があるのみ」と定福寺旧記に見える。

#### 4 護摩堂

本尊は十一面観世音菩薩、尊像は檀林皇后の願により、弘法大師の作と云い伝える。

第六十四代円融天皇の御宇、丹波国大江山に酒吞童子等多数の群賊が住み、出沒自在で財宝を奪い次第に増長する。このことが禁裡まで聞えた。そこで皇城と丹波の国境の老ヶ嶺に一字の梵堂を営なみ、仏岳山の十一面観世音の尊像をここに遷して、降魔の守護を祈られた。それと共に源頼光に命じて群賊誅伐の宣命を下された。頼光は勅をう

けるや直ちに準備し、老ヶ嶺に出陣、関を構えるところに、この観世音菩薩に願文を捧げると、忽ちにして本尊納受の靈告あり、秀才の勇士六人が修業者に変装、大江山に侵入、千辛万苦を冒して、大いに策を講じ、遂に賊將酒吞童子の首を挙げ、めでたく帰陣した。

古記によると老ヶ嶺の路傍、森の中に鬼の首塚というのが現存しており、観世音菩薩の堂宇もその儘で、代々地頭の護持する所であった。



定福寺奥の院護摩堂正面

明治に入り廃藩の後は定った管理者もなかったため、旧嵯峨清涼寺の沙門がこれを請け、仮に因幡堂の隅に安置し、沙門は淡路の永寿寺に移った。

ところが、土佐の国に仏岳を開く催しがあることを知った沙門は、早速土佐に来錫し、一百余日修法を行い、尚自分の所持する本尊をこの地に移すことを信徒に語った。信徒ら随喜し明治十四年四月十八日勧請した。

これは高祖弘法大師が、梶ヶ森に降魔護法の誓いを起されて以来、一千八十余年の星霜である。

仏縁ありて山は開け、沙門はここに住し、仏法隆昌の基礎である霊像を転じて、衆生済度の結縁となったのである。

## (五) 梶ヶ森の滝

### 1 轟の滝

国鉄大田口駅から舟戸、又は黒石から黒石川に沿いつつ、奥千足の深谷美を探りつつ梶ヶ森の裏山登山も一入の景觀である。

まず裏千足、轟の滝が目を奪う。ぶな・のぶ・なら・さるすべり等の巨樹が枝を交えて天に伸び、原始林とも思われる中を流下する清流は、巖壁を二分に浸蝕して雄滝と雌滝に分水、落下すること数十米に達する。樽の口、寄刈、一の釜、二の釜等梶ヶ森裏登山中の奇勝である。

### 2 竜王の滝

梶ヶ森の仏岳に至る下方約五〇〇米の地点に、轟々と飛瀑する大きな滝がある。数百年を経た巨杉にかこまれ、天

然れのしげみより二十数米底知れぬ深淵に落ちるさまはすさまじい。この滝の主は「天竜大神」ミズハメの尊である。滝つぼの右手にその祠がある。

この滝についてはさまざまな伝説が残っている。その一つ

佐賀山の某家にある夕、一人の娘が訪れ、一夜の宿を乞うた。主人は快よく受け入れたが、娘の云うのに「私がやすんだら体に水をかけてほしい。」と云う。不審に思った主人が夜中ひそかに娘の寝ている座敷のふすまを開けて見ると、大蛇がとぐろを巻いていた。朝娘は昨日と同じく変らぬ様子で礼を述べ、家を出たが、主人は尚不審去らず跡をつけた。やがてその娘は竜王の滝に静かに身を沈めたという。そのあとで主人は枕もあがらぬ大病になったと云い伝えられている。

同じく佐賀山の山中家にすでに四十年も宿禰に悩まされている母があつた。日頃信仰していた真言宗を大社殿に変えてまでその平癒を祈ったが効果がない。偶々兄のすすめで「神心教会」に入信し、礼をつくして会長の来宅を乞うた。会長佐賀山に入るや霊顯あり、「山中の森に白き鳥井あり」と告げ、山中家に来たるや忽ち「蛇身現わる。これ天竜なり」と云う。そこで当主は先祖来祭っていた「若宮八幡」を廃し、天竜大神をまつることとした。会長更に滝に至り「これぞ日月の滝なり」と宣し、「この主は丹波の国より迎えし天竜大神の身内なり」と。山中家では早速祭祀を行った。そうすると不思議や四十年に亘る母の宿禰はまたたく間に快癒したという。

旧八月一日、九月十六日は天竜大神の例祭で、昭和の初期頃迄は出店も出るにぎわいであつたという。

## (六) 梶ヶ森と史跡

### 1 杖立山

梶ヶ森の西南に杖立山（一一三三米）がある。この鞍部に杖立峠がある。この峠は黒石から北川に抜ける当時の土佐北の口の街道であった。



杖立峠の杖立杉の古株

天正二年（一五七四）長宗我部元親が四国制覇のため阿波に進攻した際も、岡豊——新改通り——甫岐峠を越して北川に出、この峠から黒石に抜け川戸の渡しから大砂子、裾野越えに阿波下名に攻め入っていることは、戦史に明らかな所である。

また元弘元年（一三三一）後醍醐天皇は執権北条氏討伐を企てられたが、事露顕し、天皇は隠岐に、第一皇子尊良親王は土佐の幡多に、遷された。王妃には土佐から御迎えの使いが出された。それで王妃ははるばる京都から阿波路を経てこの杖立を通り、新改の入野まで来られたとき親王はすでに京都に御帰還の由を聞き給い、この入野から再び京都への道をたどられたが、長途の疲れと衰弱のために吾橋（西祖谷山村）で薨去されるのである。この時この杖立峠で道祖神に旅行中



この道を尊良親王妃が  
峠への道 杖立越えられた

の安全を祈願され、御手持ちの杉の御杖を峠の路傍に挿し立てられた。やがてその杖から新芽が出て成長し、御杖杉の名で云い伝えられて来たが、その杉も今から数十年前心ない者に伐採されたという。

明治十一年十一月のことである。長州の元奇兵隊長、志士富永有隣は土佐に明治三年以来潜入、八年間大石円・森新太郎・安岡正道・西織嘉・池知退蔵・大井田正水等の庇護を受けていた。

日中は一切外出せず、偶々外出の時は屈強の若者数名を同伴するという用心深さであったが、大石円が捕われたのち粟生の小笠原家(郷土)で遂に捕われの身となった。のち高知に送られたが、その道もこの杖立越えであった。

## 2 遠流の史跡

旧東豊永村と海岸を結ぶ最短の道は松尾越えである。これは八畝―川又から松尾峠を経て河野―河茶―日御子―野尻(今の美良布)―山田―南国への道である。

この街道は鉄道の開通する昭和初年頃まで利用され、東豊永の物産は日の御子に搬出、揚荷として魚塩が搬入されていた。当然のことながら日の御子は中継基地、また物資の集散地として繁昌をきわめたのである。

この松尾峠に至る川又川の上流は諸所で分岐している故から、谷相(谷合い)と呼ばれる。

分れ嶺の東南に源を発して流れるのが日御子川である。日御子は即ち日巫子であり、この川は別名巫子川とも云う。

土佐国トカン集に

「左近将監八木為時譲与、

大郎分 御子谷 新田上下

大郎丸知木

一人字□郎冠者

女牛一頭

配分之旨無違乱可令領状如件

弘安六年正月三日



配流された京師の巫覡一千二百年祭（川又奥谷相）にて 祭主西村自登氏

左近将監八木為時 花押

有時 花押

とある。すなわち日御子川は鎌倉時代の弘安年代には「御子谷」と称していたことが明白である。

この御子谷なる由来を考察して西村自登氏はつぎの通り述べている。

遠く奈良朝の孝謙天皇の天平勝宝四年八月（七五二）京師の巫覡十七人を伊豆・隠岐・土佐に配流した。「続日本記」に「孝謙天皇天平勝宝四年八月庚寅捉京師巫覡十七人配伊豆・隠岐・土佐等遠国」とある。

土佐へ配された巫覡の配所は谷相旧営林署作業所の手下、約一丁川又川の対岸合流地の中州地であると認められる。

これが認定の根拠として次の諸点が挙げられる。

一、配流者は付添人と共に京都―紀伊―淡路―阿波（北口通り吉野川沿い）―土佐

(大豊町八川)―配所への経路を歩んだこと。

二、配所跡と思われる石垣、切畑跡、神祇祭祀跡等がある。

三、墓がある。附近に規則的に五基間隔をおき、不規則的に七基合計十二基あり、七基は附添者のものと思われる。

四、刑期完了者は豊永・菲生・祖谷山方面の教化に巡回、村の開発に尽した。(阿波志・東西祖谷山記深山草)

五、豊永・菲生・祖谷山等に姥神社の創立されていること。

六、この地方の氏神社に一千年前後の老木が多いこと。

七、大豊町八川に若宮七社神社がある。また香北町川内に旧称姥神七社権現がある。これらから考えて配流者は五人乃至七人であったこと。

八、川又の地藏堂の杉、及び氏神である姥神社の杉は何れも年輪計算上一、二〇〇年を生長したものであること。

九、当時の土佐行路は京都→和泉、紀伊→淡路→阿波→土佐配所の行程で阿波は鳴戸撫養で上陸し、吉野川左岸を西行しつづ池田三繩附近で右岸に移ったようである。

「阿陽往古秘事録」に

「土州御境目御番所、

海部郡穴喰浦 美馬郡祖谷山有瀬別 土佐境大道 東より西へ巡々穴喰浦の南(中略) 麻植郡木屋平剣山の奥無塩峠(小島

峠)迄是より祖谷山

同阿佐名の南 同有瀬名の南 (註 阿佐名の南とあるは京柱峠越えて、有瀬名の南とあるは有瀬、岩原の境目である。すなわち岩原より

八川の大西→太郎<sup>たつ</sup>畝→落合→八畝→川又の行程と思われる。)

八川の大西に上藤屋敷という処がある。口碑に「昔七人の京上藤が七匹の山犬に護られてここに滞在した」と云う。川又通りに香美郡に出れば中心地美良布に、新改通りに出れば土佐の中心国府に出る当時の主要な文化道路であ

ったことが領づかれるのである。

巫覡等がこの山中で奇岩、怪石と明媚な風光に接して宗教的情操に燃え、永住の地と定めたのも故のないことではないと。

近くは伯爵歌人吉井勇がこの嶺南猪野々の山中で数年間隠棲された例もある。

### 3 梶ヶ森と国見山

徳島県西祖谷山村の国見山（一四〇九米）は梶ヶ森と相對し、呼べば応えるような形にある。国見山は梶ヶ仁保に對し、栗が仁保とも云う。

宝曆年間（一七五一〜六三）のことである。庵谷に小林安右エ門という鍛冶があつた。安右エ門は国見山の底無し井戸という所に住み、出沒自在の赤鬼太郎坊という魔性を退治しようと考えた。そこで安右エ門は梶ヶ森の山腹にある金床石で剣を鍛えはじめた。所がかの魔性赤鬼太郎坊は夜な夜なやって来て作業の邪魔をして仕方がない。そこでなんとかして赤鬼を懲らしめようと策を練っていた。

ある夜のことである。一計を案じた安右エ門は団子大の石を赤々と焼き、やって来た赤鬼太郎坊に「焼いた団子があつた。遠慮せんで食えよ」とすすめた。真赤に灼けた石団子を口にほうり込んだ太郎坊は奇声と共に山頂に飛び上つた。そして大声をあげて「栗が仁保の次郎坊よ、梶ヶ仁保の団子はどうしても喰うなよ——」と叫び死んでしまつた。という伝説がある。

この小林安右エ門の鍛えた剣には「宝曆十三年癸未九月小林安右エ門の銘があり、庵谷の仁井田神社に奉納されていたが、のち氏神である星神社に合祭され、現在も保存されている」という。



つづきの釜

## 4 つづきの釜

兩岸が壁のように迫っている川又川は川床まで巨巖が連なって一の釜、二の釜は深淵に湛えられて底を見せない。

三の釜になりはじめて滔々の水音をあげる。

このつづきの釜は川又川の上流谷相の地であり、昔より旱天の時に雨を祈ると即ち靈験があると云われている。この辺りには天然記念物のさんしょ魚もすんでいる。

## 5 姥神社、山の神、地藏堂

川又部落の産土神は姥神社、旧村社である。神社記によると川又の内山神、姥神は宮がなく勧請の年月は未詳である。

大昔大杉の根に鏡を籠めてあったという。

大杉川俣氏がこれを祭っていた。宮林は十五間に十間、四方は切畑で岩窟がある。

姥神社の拝殿は近頃の改築で社殿の後方に大杉の伐り株がある。切株の直径が三・五米もあり、その年輪は一二〇〇年を算する。さきに述べたように配流された巫覡の米村年次とすつかり符合する。これと同じことが、桃原の熊野十二所神社の大杉と何れも樹齢が同じことで全く珍重に価する。

伐株の後方に硯岩質の巾三米、高さ六米位の正面がすつかり拭つたように平滑で頂点が鉢形で白色の石が屹立している。神体石として崇拜したものであろう。

姥神の下方、川又川沿いの山の神も別に社殿はない。二個の巨岩が御神体である。

日本の原始の神道ははじめから社殿を設けたものではない。神祭りの区域へ忌串を立てる。あるいは石を建てて岩境を作り、或は巨石、巨巖を神の憑りかかり給う所としたのである。

大和三輪山全体が御神体と崇められ、また那智の滝で有名である那智大社の滝神宮にも本殿はない。近くでは高知市朝倉の赤鬼山それ自体が御神体であった。

最初に神が降臨になられた所を古宮床とか岩屋とか、または降臨石と云い伝えている。こうした場所が神社修理の時よく仮遷宮地となるのである。

筏木の八面神社も古宮床は現在の社殿より約一丁程下手にあり、屋根形の巨岩があり、岩窟になっている。

また桃原相名の姥神社付近にも岩窟があり、天平年間配流者の一人がここに来て住居し、のち徳島県西祖谷山村閑定に移ったという伝説がある。なるほどこの岩窟は日当りがよく、窟内からは豊富な清水が湧き出ている。

さて川又部落の上手に一字の堂がある。この堂内に一尺二、三寸の半身の地藏尊を安置してある。なかなか素朴な古い作りである。この地藏堂は昔から眼病に御利益があると有名で、昔は葎生方面からの参拝者も多かった。

この境内に杉の大樹の切株がある。推定して七、八十年前に伐ったものと思われる。切株は真円で直径が四・三米もある。

この杉も姥神社の杉と同年代のもので天平時代遠流された者が紀伊方面から持参、手植したものと云われる。

この杉が伐採される前は両側を残して大きな空洞となっていた。ある東豊永の住民が馬に煙草の荷を積載して試みに潜ったが、全然荷駄が木にふれることなく通れたという話しは余りにも有名である。

## 四 吉野川

大豊町五つの象徴しるしその四は吉野川である。

吉野川は大豊町の中央部を横断し、その清流は四囲の山岳の美と併せて町民の生命の水でもある。

古より四国三郎とよばれ、利根川の阪東太郎、築後川の筑紫二郎と並び称される四国第一の大河である。

その源は遠く土予国境の手箱山、瓶ヶ森の峻嶺に出で、寺川、越裏門を流れて石槌山脈と剣山脈を横断して流れる。多くの支谷を集め、両山脈の間を東流する。

土阿国境に進んで急に北折し、大四国脊梁山脈を横ぎるが、この横断延長三〇キロが大崩壊おぼろげ、小崩壊おぼろげの横谷を穿って天下の奇勝となっている。土佐では岩石、土砂の崩れる状態を山がぼけると云い、崩れたところをぼけ地という。大ぼけ、小ぼけは吉野川の水 flow で四国山脈が崩壊したところであり、明治の初期までは地図にも大崩壊、小崩壊の文字を使用していたが、現在では大歩危、小歩危となっている。

この大歩危小歩危から池田町付近で讃岐山脈にぶつかり、流れを東に変えて吉野川平野を経て紀伊水道に入る。

上流は本川村で大森川を、大川村で大北川、瀬戸川、他の小流を集め



吉野川大田口附近



吉野川支流 立川



吉野川支流 南小川

て土佐町及び本山町に入る。そこで下川・汗見川・地藏寺川・相川・伊勢川・檜野川・木能津川・行川を併せる。

本町に入つては立川川・尾生川・穴内川・奥大田川・舟戸川・黒石川、更に豊永川（南小川）三谷川を併せ徳島県に入る。

徳島県では伊予川・日向谷川・俣川・祖谷川など大小一七七の支流を合わせ蜿蜒一九四キロの大河川となり、その中流以下に三、七〇〇平方キロの広大、肥沃な沖積平野を形づく

る。しかもこの流域は四国中央を縦走した結晶片岩帯の土壌の堆積によるため、地味の肥沃なことは全く稀有である。

この沃土は遠く神代の昔から粟、麻等を栽培した歴史があり、これはまた大豊町の産業に大きく関係するのである。

### (一) 吉野川命名のもと

吉野川の名は別に大和の地にもある。

奈良県の吉野川は和歌山県に入って紀の川と呼び、吉野川とは対照的に紀淡海峡に注いでいる。

「阿波国図鑑」に次の通りある。

「阿波国大川は、土佐国境より土州分七里のみ、往古は阿土川と云う。今に水上、山城谷の奥、国政名に阿土という所あり、中古夜須川と云う。大水の砌り、左右の田島一夜の間に崩れ失はる故に飛鳥川に等しとて吉野川と号す。

御小松院の御宇、明徳四癸酉年（一三九二）吉野の帝当国に御下向の砌、吉野川にひとしと仰せつけられけると申し伝え、吉野川と言うなり。阿須賀川と云うは延暦（七八二―八〇五）の頃なり。この川たけの郷村に須賀と名づく村多し。」とある。

右の記事で吉野の帝とあるのは長慶天皇で、同天皇が前記のように阿波に御徴行あらせられたと言ふ伝説がある。当時阿波山岳武士が吉野朝のため忠勤をつくしていたので、阿波と吉野朝は特に関係が深かった。したがって大和の吉野郡から発した吉野川と水流が似ているので、吉野川の名がつけられたものであらう。

## (二) 吉野川の景観

四国の雄峰、手箱、瓶ヶ森から源を發した吉野川は、巖を噛み、飛沫をあげ、銀流となって奇岩、怪石の間を縫い、時には藍をとかした碧潭となるの変化に富む。

四国連峰国見山（一四〇九米）を何万年かの昔から根気よく根元を掘り切って大山脈を横断し全国稀有の大峡谷を出現している。大歩危、小歩危の大景観がある。この掘割った土砂は下流に押し流され広大な吉野平野の沖積層をつくっている。

大豊町の中屋から下土居にかけての長瀧と呼ばれる長瀬峡は全く山中の長い湖である。

ここはすっかり河水が濺み、大歩危、小歩危の横谷に対比して、これはまた全国にも珍らしい河川の大縦谷を形づくったものである。土阿の国境を中心にこの縦谷と横谷と二つの景観のあるのも、この吉野川の異色である。

長瀧は列車でも車窓に展開する。大歩危、小歩危の急湍を見た眼をこの長瀧の静寂に転ずると、大古の神秘を湛え



長 瀬

た濃紺の水にただ驚嘆するばかりである。国道(三十二号線)からも眺められるが紺青の清澄さ、翠滴たるばかりの川砂の美しさ、水は流れているのか静止しているのかを疑うほどの激みである。

ここでは毎年于蘭盆会に施餓鬼として灯笼流し(川祭り)が行われる。青年団の手による大きい盆灯笼である。

大自然の山岳を映じた吉野川、その悠久な流れの中の静止の一点の長瀬、その中を静かに流れる盆灯は人をして時を忘れる程の強い印象を与える。

長瀬とよぶ地名は関東の秩父にある長瀬、紀州熊野川の長瀬がある。大豊の長瀬は県立自然公園に指定されている。

### (三) 吉野川の流れに沿って

徳島県の麻植郡に山崎と云う所がある。ここは天日鷲命の孫天審命が麻栽培に土着したものであるが、その時一緒に来た一族が更に吉野川を溯り本山町山崎に来て麻を栽培した。山崎麻は昔からその優秀性が認められているが、山崎という地名は阿波山崎の地名に因んだものである。

また木能津には阿波忌部氏の祖神である天日鷲命を祀る天之神社がある。

本山の古い名は「吾橋」である。奈良朝時代の都から土佐への交通は、京都―紀伊―淡路―阿波―吾橋―豊永―本山である。西祖谷山村吾橋の吾橋をとったものであると云われる。吉野川の流路に沿って開いた文化である。

本山町吉野の寺家に長徳寺がある。長宗我部の兵火で焼失し今は見るかげもないが、その昔法灯栄えた大寺があっ

たこと自体不思議である。これも豊楽寺と同様巫覡達が赦免後巡教して京都、紀伊、熊野などの有力者を勧請して寺の創建につとめたものではなからうか。別記のように大豊町の尾生に姥神社があり、本山町上関にも姥神社が二社あった。(註 現在は元の村社仁井田神社に合祭されている。)

長徳寺と両部であった若一王子宮は神域の廣大、建築の壮麗共に見事であるが、この神社をはじめ下関の十二所神社、本山上居の十二所神社、三倉神社等熊野系神社が多いのも巫女と熊野と吉野川が結びついて考えられるのである。

大豊町桃原に神定かみちよという字がある。ここに姥神の古社がある。古老の話によると往昔ここに居た姥神が祖谷かみちよの閑定かんちよに行つたという。神定と閑定(これは勧請から来ていると思うのであるが)、おそらく桃原の姥神を西祖谷山村に勧請し、その地に因んで閑定と名づけたものであろう。

その途中に柳野という部落がある。ここに馬足神社があり、西祖谷山村の冥地に馬足神社がある。馬足は優婆塞うぱさくの訛であろうか。同一人が足を駐めたものと思われる。このように地名、神社も下から上に、上から下に吉野川が運んでいる。

ここでおもしろいのは、この馬足神社という名であるが、日本の数ある神名の中に「馬足」というのは大豊の柳野と西祖谷山村の冥地だけである。

これは同一人の開基命名であることの証左である。元禄十三年(一七〇〇)土佐藩で編んだ「土佐州郡志」柳野村の条に、寺社の下に優婆塞在町村とある。婆塞は姥神で、巫女の祀る三女神である。馬足はその当字であると思われるが、なお上代社会の起りを研究する課題でもある。

なお祖谷冥地の馬足神社は合祭の為消失したので、馬足の神名は全国的に貴重な存在となった。

余談であるが、大平洋戦争中、神祇庁から神社整備の示達があり社名の「馬足」の字義は社会通念上好ましくないから変更せよとの通牒があつたが関係者は事情を申し立て、これが認められ従来通りとなつたいきさつもある。

大豊町川戸に宇佐八幡宮がある。この八幡宮は県内屈指の古社である。京都から勸請したというが年暦は不明である。その神社記に「高八枚の内、六枚は当所へ、二枚は尾光と云所へ納候也。書付棟札等無之明徳二年柱朽候に付——とある。

この「尾光」は南国市の岡豊でやはこの八幡宮の事であろう。これは長宗我部の氏神で別名「豊別宮」と云った。豊別は豊永の別宮の意味か。長宗我部国親の姉は豊永の小等原と結婚していたから、豊永に八幡宮の古社があるを知って分霊したものか。

このように吉野川沿線の文化は香長平野とも交流を深めてゆくのである。

#### (四) 吉野川と流材

土佐の郷土関係資料によると、元和八年（一六二二）吉野川を利用した流材をはじめている。

奉行の野中玄蕃、仕置役小倉少助・片岡嘉右衛門・上野長兵衛らが白髪山で木材を仕出し、これを馬淵八右衛門・遠藤茂右門が吉野川を流した。土佐から阿州を経て大阪へ上せる方法でこれが最初である。

その後元禄年中にも白髪山林木の流材を行った。これについて旧西祖谷山村史に次のように書いている。

土佐は往古から木材に富むを以って吉野川に流下せんことを阿波国に交渉すること屢々である。木材の流下は多く大出水等に乗じ放流するものであるから、大水の氾濫と木材の激突で吉野川沿岸七郡の住家、耕地、堤塘、船舶等到大被害がある。そのためこの交渉に応じない。しかも材木流下を峻拒したのは天明年間である。爾来土佐からは種々の事情を述べて懇請するが、これを拒絶するのが例であった。土佐もまたどうすることもできずこうして幾年か過ぎた。

ところが、偶々天保九年（一八三八）幕府は江戸城西の丸の造営にかかった。土佐領主はこの造営を好機として、土佐国の良材を献上するため許可を得て、幕府の用材であるとい、阿波国で流下を拒絶しているにも拘わらず、幕命をもって吉野川を流材することを企てた。

当然のことながら阿波国は北方七郡の安危にかかわる重大事件であるとして大騒動となり、ついに幕府に陳情してその許可の取消しを乞うた。

一方土佐の方では、すでに白髪山の木材を伐採して本山郷の木能津に集積してある。

たまたま天保十年（一八三九）四月二十五日は夕方からの大雨で大出水となった。この為二十六日未明集積してあった木材のうち一部が流下して吉野川に散乱した。

そこで阿土両国の大問題となり幕府の執政水野越前守の命で流散の木材を土佐に引渡すことになった。早速江戸では両藩の留守居役が折衝、示談し幕府へ伺った上、三好郡藏谷、鮎戸、瀬止から上流にある約三十本は上流に逆送することになり、国境の広砂で両藩役人立会の上引渡しを完了した。また鮎戸瀬止から下流にある七百二十余本陸地を運搬、板野郡撫養で引渡しを完了した。

当時祖谷山政所の喜多源内はこの流木騒ぎの解決に奔走し、また陸上運搬を監督して土佐への引渡し役をつとめた。その労勲からずとして阿波国主から定紋付麻上下一具を褒美としていただいた。

また土佐国主からもこのことで奔走尽力した挨拶として金三百疋を贈られた。とある。

この吉野川流材は、その後両藩の交渉が整い、爾来管流しという方法がとられた。それは淀み、淀みで管網垣を作り、滞材しては切流す方法である。明治以降も一時筏流しを採用したこともある。

(五) 吉野川流木に関する阿波藩との交渉

野中兼山が元和の改革(一六一五—一六二三)に当って白髮山の檜を大阪に搬出して藩の財政を立て直したことが、この檜は吉野川を利用して所謂流木の方法によったことは有名であるが、その当時における流木による下流への被害と土阿両藩の交渉経過について考察してみたい。

寛永元年(一六二三)蜂須賀家は次の如き命令書を布達した。

- 一、新敷材木大小に寄らず、何れも土佐殿の材木にて候間、その意を得て下々法度堅く申し付くべく候事
- 一、古来の分は書付、木印之有共、残らず付け立て上ぐべく候事
- 一、野木坪木は念比に其の帳を付託し御奉行に相渡され一紙は目録計我等方へ上ぐべく候事
- 一、自然大小に寄らず材木取隠す者候はば有り来りの過意堅く申し付くべく候事、何も油断なく念を入れられること肝要に候也。

寛永元年七月二十六日

宗一(御印)

里村権左衛門どのへ

とあり、つづいて九月十四日の命令には、

- 一、此の度材木改めの義大小善悪に寄らず、土佐衆無理と申さる木を請け取り、川下し申し付けらるべく候、一言も此の方より申さる様之有るべからず候、何様にも土佐衆申さる次第たるべく候事。
- 一、川下しの義郡奉行に申し聞され、一日三度宛飯米造り遣し申し付けらるべき事、以上。

寛永元年九月十四日

(御印)

里村権左衛門どのへ

「何様にも土佐衆申さる次第たるべきこと」という命令は大藩蜂須賀家にしては土佐藩に余りにも遠慮した内容であり、この裏には何か阿波藩の弱味があったのであろうか。

阿波池田町の馬宮家の系図によると、馬宮家は元高三百石であったが、儀左衛門の時代弟佐太夫に高百石を分知する旨願い出で、許可をもらい勤めていた。ところがどうした訳か蜂須賀家を立退き土佐山内家に仕官した。のち流木問題が起り、佐太夫の伴九左衛門が土州より流木裁判奉行として出張して来た際、阿波藩を出奔した馬宮佐太夫の伴であることが判明、「御国より御尋之有りし処いよいよ相違無之につき、不届に思召され、土州へ付答云云」とあり、この頃から流材について土阿両藩の間に紛争のあったことがわかる。

### 1 土佐流木の禁止

吉野川水源地方の伐木が盛んになるに従い、林地が荒廃し、水害が頻発して阿波七郡の被害は年と共に激甚の度を加えるに至った。

偶々天明末年正月（一七八八）阿波郡の西林村岩津に留木してあったものが、にわかに出水し「アバ」を切断して材木が散乱して沿岸諸村の堤防を破壊しその被害が甚大であった。この為関係諸村挙って流材差止めを訴えるに至った。

この願出に対し阿波藩は敢えて黙視する挙に出たが、その後被害の増大に驚き、ついに流木禁止の態度をとり、坂野惣左衛門を出張させ、土州役所と交渉、天明八年酉年（一七八八）二月三日土佐流材の儀を謝絶することに協定が成立した。このことは次の布告からも明らかである。

「天明八酉二月三日土佐材木一件の儀は御断り仰せ達せられ候義に候、然る処此の度差し下しの材木の義は、残木

に候、最早や是れ切りにて此の後に之無旨申し聞かせられ候事」

## 2 流木の再開交渉の経過

寛政年中（一七八九—一八〇一）禁裏御造営があり、土佐藩より献木する白髪山の伐木一件に関し吉野川を流下したい旨再三交渉を求めたが、阿波藩は沿岸諸村の迷惑を理由にこれを拒絶している。

文政五年（一八二二）に至り土佐藩は財政立直しの一環として白髪山の材木を伐り出し吉野川を流下する計画をたて、長瀬唯次を佐野村（徳島県）与頭庄屋唐津忠左衛門方に派遣し流木許可について周旋方を依頼した。その後書状を以って依頼を重ねたが、翌六年春長瀬唯次は再び唐津家を訪問、土佐藩重役の命により何分にも許可を与えられるよう尽力方を要請した。一方土佐藩担当奉行よりも阿波藩郡代に対し特別の取り図らい方を懇請している。その内容として、「従来の流木の被害に鑑み、出水時期を除き、春夏秋冬の干水期を限って流下する。流木は池田で筏に組んで流下する」というものであった。

しかし阿波藩ではこの内容を検討した結果「土州の条件は実際問題として行われ難いものである。すなわち土佐では流下を冬春の干水期に行うと云うが、流木は出水をみて放流するのが常識である。また風水は何時発生するか予想がつかないものであり、洪水は夏秋に限るものではない。従って春夏秋冬の流下によって被害がないという保証はない」との見解をとった。しかし念のため吉野川沿岸の諸村与頭庄屋の意見をも徴したが、すべて流木許可に反対するものであった。この為阿波藩は土佐の要望を拒絶するに決し唐津忠左衛門から長瀬唯次を通じてこの旨回答本問題は終結した。

その後においても土佐藩は再三交渉を申入れたがその都度拒絶されている。

## 3 江戸城西丸御用木流下について交渉

天保九年（一八三八）江戸城西丸の造営が行われることになり、土佐藩は白髪山の材木を献上することとし、この献上木輸送のため幕府は阿波藩に対して吉野川筋の流通方を下命した。この下命に当っては土佐藩のつよい陳情があったであろうことが推察される。

しかし阿波藩は天明年間における恐るべき沿岸諸村の流木散乱による被害の証拠をあげて命令変更方を上申、幕府もまたこの事情を諒として命令を撤回した。

納まらないのは土州藩である。吉野川による流材が出来なくなることは経済的にも能率的にも大きな打撃である、如何にしても流下の同意をえようと阿波国人に運動を依頼して、その内部工作により目的達成を図るのである。この工作により阿波人が流木許可に尽力するものが多くなったことに気付いた藩庁は、天保九年十一月十六日布告を発し、「藩は藩としての根本信条と重大な決意をもってこの問題に当っている。たとえ如何なる口実によつて流木を願ひ出でも許可しないばかりでなく、沿岸七郡の利害を自己の利益の犠牲に供する如き不徳の行為をなすものは罪科に処する。今後他国から白髪山の件に対してかけ合いがあつてもこれに関係することを嚴禁する。」と嚴重に戒告し、更に土佐人と協力して運動する者を調査報告させることを郷役人に申し渡すと共に用材は陸路輸送に便宜を図ることとして終結した。

この為土佐藩としては奥白髪山において、材木問屋七兵衛に仕成を命じ、本山郷木能津に集積、ここから陸路回送することとした。

ところが天保十年（一八三九）四月二十五日夕方から出水、二十六日未明の頃御用材の中七〇八百本が吉野川に流下した為、ここにはしなくも一問題をひき起した。しかし時の幕府執政水野越前守の命により「流散木は土佐に引渡

す」こととなり、協議の結果、「阿戸瀬より上流の流木三十本ばかりは逆川に引上せ、下流村々へ流散した七百十九本程は陸地へ持ち出し撫養において引渡す」ことで一段落をつげた。

#### 4 慶応年代の再開交渉と妥結

すでに述べた如く土佐藩の流木解禁について再三の折衝も効を奏せず、いつも不調に終り天明以来吉野川流材を見ることはなかった。しかし熱心に再開を要請する土佐藩の心情がついに阿波藩を動かし慶応年間（一八六五—一八六七）妥結するに至った。しかし阿波藩の課した流材に対する課税が苛酷であった為材木商の収支相償わず数年を出でずして流材はそのあとを絶った。

### （六）嶺北文化の母吉野川

吉野川は四国文化の母であり、嶺北の文化の母でもある。しかもその文化は古く、有史以前にさかのぼる。そのしるしは石器や縄文土器である。この種の土器は徳島県徳島ではじめて発見された。ついで池田町上野、佐馬地の白地、山城町の大河持等でつぎつぎ発見されている。

土佐では本山町上成で石斧が発掘された。田井でも石斧・石簇・石匙・石槍・縄文の土器が発見されている。

こうした点から推して考えられることは原住民がこの吉野川を溯って、それぞれ生活に適した土地を見つけてきたということである。

また銅器文化を象徴した銅鐸が阿波に五十余箇もあり、近くでは西祖谷山村の榎名、鉾神社にもこの銅鐸がある。

さらには土佐町土居の琴平神社にもあることから、前代人と河川文化の關係を知る上の貴重な資料である。

## (七) 吉野川と文献

土佐郷土関係資料に次の通りある。

一、吉野川、国中の大河なり。阿波え流れる。元和八年（一六二二）御奉行野中玄蕃、御仕置小倉少助、片岡嘉右衛門、上野長兵衛、白髮山にて木材仕成あり。

馬淵八右衛門、遠藤茂右衛門この吉野川を流し阿州より大阪え上せける。この川を流しの始めなり。その後元禄年中（一六八八—一七〇三）にも白髮山林木御流しありとぞ。

二、吉野川の年魚を製して「瀬魚鮓」と云う。

三、吉野川の砂岩は、盆石の蒔き砂となる。白き石なり。打砕き大小取り分け、法の如く用ゆるなり。

四、山源の猶さえわたる吉野川

岩切り通す水も氷りて

土佐一覽記

吉野川その源をたづぬれば

葎のしづく萩の下露

読人不知

五、豊永長瀬

一溪来白衆山中

停蓄為潭興不窮

忽見水光凝碧処

遊魚成隊若行空

## (八) 吉野川の魚

吉野川の魚は何と云っても鮎と鯉が双璧である。流域は広く水量は豊かであり、魚族の繁殖には最適である。鮎と鯉を王座とし、フナ・ハエ・マス・ウナギ・アメゴ・ナマヅ・イダ・ムツゴ・クグなどその数も多い。明暦元年（一六五五）野中兼山は鯉一万尾を大阪から取り寄せ神田川に放流したが三年たつても鯉が育たない。そこで問い合わせるとナマヅが居ないことが原因と分つた。そこで再び大阪に鯉・ナマヅ各一万尾を放流、以来鯉が育つようになったという。

## (九) 吉野川川戸の渡し

土佐物語りによると、天正四年（一五七六）の春、長宗我部元親は阿州北部の大西に進出の計をたてた。

当時大平に住んでいた小笠原中務丞実吉を召して案内を尋ねた。中務丞畏まって云うに

「大西という所は日本一の難所で、力業に押し入り給うところではありません。先づ豊永の渡しを過ぎ云云」とある。

この豊永の渡しが川戸の渡船場のことである。

元親は中務丞の進言で、当時足摺山の寺僧であった大西覚養の兄了秀を差遣して大西城に降伏を勧告、大西城もこれに応じた為、元親は四国征覇の橋頭堡として大西城に進出した。この時岡豊から杖立を過ぎて川戸の渡しを経て大

砂子、程野越えに田尾城を攻略、大西城に入っている。

この時の軍旅で西土居の渡し守島崎平兵衛に給地を与えた。これは国境渡船場として警備に任せしめたものである。

川戸の渡しは昭和十一年現在の長瀬橋が架設されるまで、豊永の南北兩岸を結ぶ唯一の渡船場として存在していた。

## 五 三谷家文書

さて大豊町五つの象徴の一つ、三谷家文書を紹介したい。

三谷家の系譜については別記するが、慶長九年（一六〇四）三谷次郎三郎が一領具足から、山内一豊公入国に際し滝山一揆鎮圧に功勞あり、それを嘉せられて西峰口道番役兼庄屋となった。爾来約二九〇年に亘り代々これをつとめた。その長きに亘る間の各種の記録がいわゆる三谷家文書であり、その大半は県立図書館に、一部は三谷家（現在高知市廿代双葉旅館）に保存されている。

土佐藩には大小八十三の道番所があり、大豊町においても立川、西峰はじめ六ヶ所（のち九ヶ所）の道番所があったが、これ程大量に、しかも広範囲にわたる古文書の残されている例は全くなく、きわめて貴重な文書である。

三谷家文書を県立図書館が手に入れた経緯については、土佐史談会の機関誌「土佐史談」通刊一、〇八号（後刊二十九号）に当時の図書館長補佐高芝長男氏が「古文書こぼれ話」の題で随筆的に発表している。

この中には安芸文書のこと、あるいはイスパニヤ船サンフエリペ号が浦戸に漂着したときの航海図の写しなど、おもしろい掘出しものの話がでている。

その末尾に三谷文書とは書いていないが三谷文書であることは、古文書研究家は周知のことである。その掘り出しものが出ている。その一部を転記すると次の通りである。

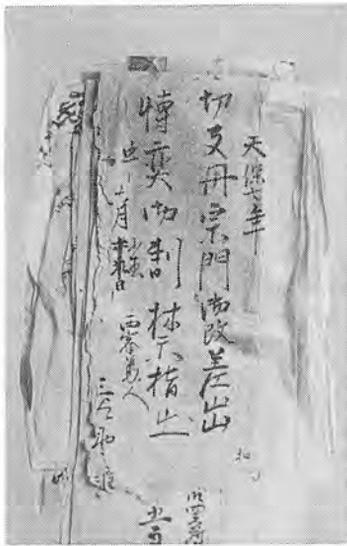
もう前のことである。ある親切な方から古い文書があるから、必要であれば図書館へ寄贈してもよいとの連絡を受けたので早々に出かけた。

そして行ったとたん驚いた。あるわ、あるわ、藩政時代の通行切手、山林、関所、金子貸付、木地挽、民兵、土地差出、切畑、貢物等々の文書が炭俵に七、八俵、目方にして十数貫？がいっぱい詰ってころがっていた。どれをみても素晴らしい史料ばかりである。(中略)

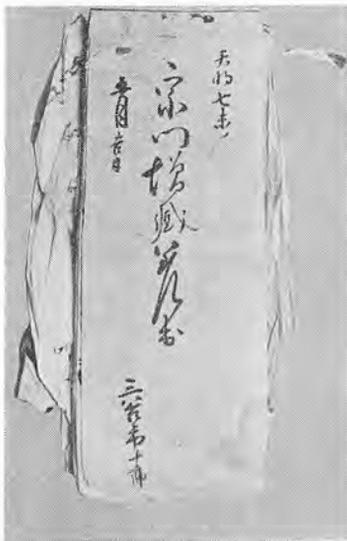
こうして高芝館長補佐の世話で当時の川村図書館長、山脇補佐などの配慮により貴重な資料が図書館に所蔵されることになった。

全く三谷家の好意と、図書館当局の尽力によるものである。

高芝氏の随筆の末尾には「―知らしてくれたい御厚意によって、この史料は現在学界に大きく貢献している」と結んでいる。



三谷家文書



三谷家文書



三谷家文書

その通りである。早大大学院の間宮尚子さんは、三谷文書の専門研究者と呼ばれるほど、この資料を駆使して次々研究を発表している。「土佐史談」誌上に発表のものでも次の通りである。

一、一領具足についての一考察

(後刊二十八号「通刊一〇七号」自一七頁至二五頁)

一、近世後期における山間地主の家族形態

(後刊二十九号「通刊一〇八号」自三五頁至三八頁)

一、近世における山間地主の石高

(後刊三十三号「通刊一一二号」自五九頁至六四頁)

一、封建確立期における郷村の動向―西峰三谷家の場合―

(後刊三十四号「通刊一一三号」自一九頁至二三頁)

一、道番所考―西峰口の場合―

(後刊三十六号「通刊一一五号」自七六頁至八〇頁)

一、近世初期における村役人層の家族形態

―土佐藩豊永郷西峰村の場合―

(後刊四十三号「通刊一二二号」自一頁至七頁)

以上が三谷文書の専門研究者といわれる間宮尚子氏が土佐史談に発表されたものである。この外にも多くの研究があるが、中でも煙草に関する資料は三谷家文書にまさるものはないとの事である。

(一) 三谷家文書控 (高知県立図書館所蔵五八冊)

- 一、受領証、手紙類、その一、その二
- 二、土地関係文書
- 三、文書、覚え書
- 四、土地覚え書
- 五、西峰村庄屋松本関係文書
- 六、西峰村耕地関係文書
- 七、判鑑文書
- 八、岩原口関係文書
- 九、土地差出文書
- 一〇、大久保、大砂子口関係文書
- 一一、御免許状
- 一二、民兵関係文書
- 一三、公記録
- 一四、貸借関係文書
- 一五、切畑関係文書
- 一六、阿州人逃散関係文書
- 一七、金借用証その他一、二
- 一八、貢物関係文書
- 一九、口上始末その他雑書
- 二〇、通行切手文書
- 二一、山林関係文書
- 二二、切手その他雑誌
- 二三、諸口上書
- 二四、諸訴関係文書
- 二五、土地関係文書、本田、新田切畑貢米之盛取立帖その他
- 二六、金子貸付之証に関する文書
- 二七、木地挽関係文書
- 二八、受領証その他一、二
- 二九、西峰村本田御地検帳その他一、二、三
- 三〇、諸願届書類
- 三一、米穀相場文書

- 三二、寛政九年天狗巖野火
- 三三、関令違犯文書
- 三四、山林関係文書
- 三五、刀壳証文
- 三六、御番所関係文書
- 三七、諸願届関係文書
- 三八、家禄扶持文書
- 三九、雑文書
- 四〇、差出関係文書
- 四一、本田、新田取立帖
- 四二、通関規則
- 四三、公記録関係文書
- 四四、関所差出文書
- 四五、関所取締文書 二

(一) 三谷家所蔵文書(二八)

- 一、土地台帳 九冊
- 二、名寄帳 二

- 四六、阿弥陀氏堂建立に付諸人夫控帳その他
- 四七、社寺関係文書
- 四八、切支丹宗門御改差出、博奕、御劔禁指出文書
- 一、二、三
- 四九、番所交通関係文書
- 五〇、御廻日記控帳一〜四
- 五一、御番所こくや建その他
- 五二、反古類
- 五三、御番所出入改証書日記控帖その他日記一、二
- 五四、本田、新田、役知貢物取立帳その他一、二、三
- 五五、西峰山之神用心番日記控帳その他一、二
- 五六、金借用証その他一、二
- 五七、本田、新田役知貢物取立帳その他地租に関する取立帳一、二、三

- 三、諸部落契約証綴 一
- 四、土地登記書類 一

- 五、家事参考書綴 一
- 六、三谷盛武四二節祝儀預帖一
- 七、家屋新築付人夫手伝控帖一
- 八、小作料徴収簿一
- 九、滞納整理簿 一
- 一〇、農地買取令書類 一
- 一一、一豊書状(写) 豊永五郎右門あて 一通
- 一二、大図、三谷家関係 一
- 一三、墓地に関する書類 一
- 一四、財産調書 一
- 一五、若宮三所神社会計簿 一
- 一六、土地関係書類 一束
- 一七、地図(切図) 一束
- 一八、家方位図 一

(三) 三谷家文獻(その一)

安政四巳年(一八五七)六月に三谷初弥の提出した「先祖差出」は判紙二つ折り、表裏共二十六枚である。これを転記する。

(表紙)

安政四巳年六月

先祖差出 三谷初弥  
指出

- 一、私先祖の儀は元親公江仕、豊永郷にて知行拝領仕居申上候処、讚州藤目の城の戦に、私先祖手柄御座候而、為御褒美、岩村、田村ニ而六拾石都合百七拾石拝領仕居候由申伝御座候、御折紙は先年家宅焼失仕候而無御座候
- 一、先祖三谷次郎三郎慶長六年本山郷一揆の節予州境ニ入為御褒美、明ル二月廿日知行八反
- 一豊公様御書判御折紙頂戴仕申候、慶長九年より阿州境西峰口御番役并庄屋役被仰付、相勤居申所、四代目三谷半兵衛弟

三谷三九郎、承応二年ニ野取領地を以百人者郷侍ニ奉願、被召出申候

一、第一 三谷三九郎

但承応二年ニ野取領知を以百人者郷士ニ被召出、年数三拾六ヶ年相勤元禄元辰年病死仕候

一、第二 三谷喜八郎

但元禄元年ニ父跡式郷士職相統被仰付年四拾八ヶ年相勤享保二拾年ニ病死仕候

一、第三 三谷弥藤次

但享保二拾年に父跡式郷士相統被仰付年数廿一ヶ年相勤、宝曆五亥年ニ病死仕候、然ニ実子無御座弟三谷喜三兵衛嫡子三谷十蔵同姓養育人の儀に付養子奉願申候

一、第四 三谷十蔵

但宝曆五亥年養父跡式郷士職相統被仰付、年数五拾八ヶ年相勤文化九申年病死仕候

一、第五 三谷末之丞

但文化九申年父跡式郷士職相統被仰付、年数三拾四年相勤、弘化三年年病死仕候、然ニ実子無御座、父三谷十蔵弟三谷亀左右門せがれ粉三谷馬之助同姓従弟養育人の儀ニ付養子仕度段天保二卯年奉願御聞届被仰付養子仕居申候

一、文化八末年七月より十二月迄柴田織部殿御予被仰付候

一、御普請方御用被仰付父三谷十蔵迄代々数度代役ニ而相勤申候、年月等相知不申候

一、第六 三谷馬之助

但弘化三年年養父跡式郷士職相統被仰付年数十二ヶ年相勤安政四巳年病死仕候

天保九丙（註 天保九年は戊年である。）二月十九日御郡奉行所御挨拶状左の通。

其許儀、去ル申年豊永郷中致違作 去春ニ至リ夫喰□□候 此冬居村困窮の者共 錢致助力候趣地下役被仰出 致承知 深

切の至ニ存候

右挨拶可申述如此ニ候 以上

大黒清助

渋谷太左衛門

出明長兵衛

三谷馬之助殿

天保十五辰年（弘化元年）五月於御目付所被仰渡左の通

其方共儀去ル寅年（註 天保十三年）阿州地下人共逃散以豊永郷西峰村へ罷越候節、御費用之筋相考一同寸志米指出御取上被仰付追々右地下人共致帰国諸事都合宜敷相濟候訳を以御吸物御酒頂戴被仰付候

辰五月

一、第七 三谷初弥

但嘉永五子年代勤奉願御聞届被仰付相勤居申候

#### (四) 三谷家文献（その二）

三谷家の年譜記は判紙二つ折、表紙、裏紙共に十枚である。明治六年九月三谷助之進が初代から自分である十六代に至るまでの年譜書きで、系図がよくわかる。三谷家のまとまった文献の一つである。

年譜記

一、家禄米三石七斗

拾六代目 三谷助之進

明治三未年十月二日西峰に守閑場仕指免右三通家産以士族ニ被召出申候

一、初代 三谷停能

但応永年中（一三九四―一四二二）比よ山城国より豊永郷西峰村江入国を以山中開発以有附居申候長男次良左衛門へ家督相立申候年数相分不申候

一、二代 三谷次良左衛門

但右次良左衛門父跡目相立長男新左衛門へ家督相立申候 年数相分不申候

一、三代 三谷新左衛門

但新左衛門父跡目相立長男佐渡へ家督相立申候 年数相分不申候

一、四代 三谷佐渡

但右佐渡儀父跡目相立申候 豊永郷において元親公様より知行百拾石拝領仕候、長男次郎太夫家督相立申候年数相分不申候

一、五代 三谷次郎太夫

但右次郎太夫儀大永六戌年（一五二六）父跡目相立天文十七申午（一五四八）迄二十三ヶ年相動長男弥太郎家督相立申候

一、六代 三谷弥太郎

但右弥太郎儀天文十七申年父跡目相立永禄十一辰年（一五六八）迄二十一ヶ年相動長男次郎三郎へ家督相立申候

一、七代 三谷次郎三郎

但次郎三郎儀永禄十一辰年父跡目相立慶長十二末年（一六〇七）迄四十一ヶ年相動申候 去讃州藤目之城ニテ合戦手柄以為

御褒美岩村田村ニテ六拾石 都合百七拾石元親公様より拝領仕候 去家宅焼失仕御折紙無御座候、慶長六年（一六〇二）一豊

公様御入国被為遊候節同年霜月本山郷中 滝山ニテ一揆起候ニ付、豊永五郎左衛門、竹崎太郎、土居次郎三郎右三人之者共罷

越取納 明ル慶長七年二月二十日右三人ノ者共一所ニ為褒美 豊永郷藏入ノ内ヲ以八反 助候様御書判御自筆ヲ以頂戴仕候

慶長九辰年（一六〇四）阿州境西峰口番人同村庄屋役共相蒙候 且御入国節より御目見代々父子連ヲ以相動申候 名子帯刀

仕来申候

一、八代 三谷次太夫

但次太夫儀慶長十二年（一六〇七）末年父跡目無相違相統相蒙相動申候 寛永十二子年（一六三五）迄年数二十九年相動去

寛永九年（一六三二）二月二十一日御奉行所御三人御折紙ヲ以道番為加増七反、前八反都合一町五反令知行候様相蒙頂戴仕候

一、九代 三谷次太夫

但右次太夫寛永十二子年父跡目無相違相統相蒙慶安二丑年（一六四九）迄相動申候 去正保二年（一六四五）より長男半蔵

父子勤代役奉願御聞届相蒙相勤申候

一、十代 三谷半兵衛

但右半兵衛儀慶安二年父跡式無相違相統相蒙延宝四年(一六七七)及老年長男へ父子勤代役奉願御聞届相蒙宝永二年(一七〇五)迄年数五十七ヶ年相勤同年病死仕候

寛文十年(一六七〇)祖父江久之丞殿御書附元地三町五反式拾三代御検地有之出地かへ地高九拾三石八斗三升ニ相成其節出地御窺申上御詮議の上役別ニ被召直 天和元年(一六八一)より御役銀指上申候

右半兵衛弟三谷三九郎儀承応二年(一六五三)野取領知以百人者郷侍ニ奉願御聞届の上被召出申候

右半兵衛弟加伝次儀元禄十四巳年宇田曾平郷土職分譲受尤無領知ニ而御座候故三谷覚兵衛、上田源内領知の内買受郷土職ニ被召出申候尤半兵衛代ニ御番役并村庄屋役相蒙相勤の役共西峰に御番所の儀有東西長弘く三里に及御境目故御番所一箇所ニ而難詰依右数ヶ所自力ヲ以テ下番相備置 每度立廻り守方見合申候 其上同村御留山の儀御境目統申御林山代守方老人難手ニ合御断申上庄屋役へ弟平五郎へ御引分奉願御聞届相蒙地方并地下人手出夫共家督相備相渡申候依之元禄十六年(一七〇三)より御番役迄相勤申候

一、十一代 三谷半兵衛

但三谷半兵衛儀宝永二年(一七〇五)父跡式無相違相統相蒙且又宝永六年(一七〇九)及老年<sup>おきな</sup>粉加太夫江御用方見習旁父子勤奉願御聞届有之享保十七子年(一七三三)迄年数二十八ヶ年相勤病死仕候 為御褒美御料理頂戴仕并御褒美御状毎度頂戴仕候

一、十二代 三谷加太夫

但右加太夫儀享保十七子年父跡式無相違相統相蒙相勤申候 元文二巳年(一七三七)及老年<sup>おきな</sup>粉助之進へ御用方見習旁父子勤奉願御聞届有之寛延三年(一七五〇)迄年数十九ヶ年相勤同年ニ病死仕候

且又享保十八丑(一七三三)六月一紙差出奉願御聞届有之且又役目勤方ノ儀ニ付御褒美御状毎度頂戴仕申候

一、十三代 三谷助之進

但右助之進儀寛延三年(一七五〇)父跡式無相違相統相蒙明和八卯年(一七七二)及老年粉嘉太夫へ御用方見習旁父子勤奉願御聞届有之安永六酉年(一七七七)迄年数貳拾八ヶ年相勤同年十月病死仕候

## 一、十四代 三谷嘉太夫

但右嘉太夫儀安永六酉年父跡式無相違相統相蒙相勸申候 寛政九巳年（一七九七）及老年長男助五郎へ御用方見習旁父子勸奉願御聞届有之文化酉年（一八一三）迄年数三十七ヶ年相勸同年七月病死仕候 尤勸之内寛政二申（註 この年は申でなく戌）

二月御目附所被召去去ル巳年（註天明五年乙巳）豊永郷八ヶ村之者共願筋存立御趣取扱方致出精候趣相聞へ御奉行中へ御達寄持被思召依右為御褒美御米老石式斗被遣之頂戴仕候 其後去ル子年十二月御郡方へ被召出数ヶ年役方出精堅固ニ相勸依右為褒美御米六斗被遣之頂戴仕候 其後江戸類焼之節寸志指上去ル午二月本山郷於川口村御郡奉行所御褒美詞相蒙申候

桐間伊東様御遊見の節去去ル四月八日豊永郷於下土居被御渡候 尤役方出精奇特被思召依右御褒美御銀頂戴仕候

## 一、十五代 三谷助五郎

但右助五郎儀文化十四年（一八一三）父跡式無相違相統相蒙天保四巳年（一八三三）迄年数式拾一ヶ年相勸同年六月廿日病死仕候尤勸之内天保三辰年（一八三二）於御郡所被仰渡候へ御用方出精堅固ニ相勸候訳以御詮議の上為御褒美御米六斗被遣之頂戴仕候

## 一、十六代 三谷助之進

但右助之進儀天保四巳年（一八三三）父跡式無相違相統相蒙安政二卯年（一八五五）盼嘉平太御用方見習旁父子勸奉願御聞届有之候去去ル天保九戌年（一八三八）四月六日御郡奉行所御廻動之節、肩衣着罷出様御切紙ヲ以出於自宅被仰渡候者

去去ル申酉年米穀不自由の場合困窮の者へ米錢雜穀等以補遣段奇特の至り依之御吸物御酒頂戴有之申候 其後天保十五辰（弘化元一八四四）五月御郡方へ被召出去去ル寅春（天保十三年一八四二）阿州地下人共逃散ヲ以豊永郷西峰村江籠越節御用方致出精且御費用筋相考一同寸志銀米指出御取上有之追々右地下人共致帰国諸事都合宜相濟候訳ヲ以御吸物御酒頂戴仕申候

嘉永三戌年（一八五〇）六月十二日御郡所江被召出被仰渡候者其方儀御用方相統相勸是迄度々 御褒美被仰付置処以来猶御当節之御趣意厚存込諸事嚴重ニ相勸御番所守方行届自分費用ヲも不厭臨時下番相備為相惣而繕方宜其余地中入組等有之節は穩ニ取治候趣奇特の至依而上下式人扶持被下置之申候

安政三辰（一八五六）十月十三日御郡奉行御廻動の節□衣付肩衣付召罷出候務有之西峰村於御旅肩被仰渡候ハ其方儀豊永郷南大王村地下一同及困窮。去去ル酉年（嘉永二年巳酉一八四九）拝借銀奉願御聞届有之翌戌年年賦を以御取立有之筈候所右返上

方及難波ニ候場合厚存込銀錢寸志等ヲ以追々上納為相濟候趣寄特の至り依広褒詞の上御吸物御酒頂戴有之申候

文久三亥（一八六三）正月四日肩衣着罷出候様有之於御郡所方被仰渡候者其方儀数年御用方出精堅固相勤候訳以御詮議の上為御褒美御米六斗被遣候頂戴仕候

慶応元丑（一八六五）十二月二十三日肩衣着罷出候様有之於御郡所被仰渡候者其方儀當時勢ニ付先達而寸志金指出段寄特の至り依右御褒詞の上御吸物御酒頂戴有之申候

同代三谷嘉平太明治二巳（一八六九）十二月廿二日肩衣着以罷出候様有之庵谷村於御旅宿被仰渡候者ハ其方儀毎度金子十兩致調達依之御褒詞之上酒頂戴有之申候

右助之進二男藤吉郎儀明治四未十月無産士族別居為仕度奉願御□□  
右之通御届候也

長岡郡第廿一区西峰村士族

明治六年九月 三谷助之進

## (五) 西峰口番所跡

大豊町西峰は古來阿土交通の要衝である。特に長宗我部元親の時代から藩政期にかけ、その重要性は益々高くなり、その為口番所がおかれることになった。この番人役が三谷家であった。初代番人役は七代目の三谷次郎三郎である。次郎三郎は高石左馬之助、吉之助等による滝山一揆の際豊永五郎右衛門等と共にこれが鎮庄に功勞があり、慶長九年一豊公の御書判を頂いて阿州境西峰口御番役並に西峰村庄屋役に就任したものであり、名字帯刀を許されている。

所が十代三谷半兵衛の時代に何分西峰村は広く然も国境であり、番所一ヶ所では仲々仕事がむづかしい。それに御留山の看守、庄屋を兼ねては尚のこと。このため自費で下番役を雇い努力しているが、この際弟半五郎に庄屋役をゆずり渡したいとの願いが聞届けられ、元禄十六年（一七〇三）より口番所専任となったものである。

七代 三谷次郎三郎 西峰口番人、西峰村庄屋 名子帯刀

八代 三谷次太夫 慶長二二〜寛永一二（二九年間）

九代 三谷次太夫 寛永一二〜慶安二（一五年間）

十代 三谷半兵衛 慶安二〜宝永二（五七年間）（註 この時代に西峰村庄屋役を分離した。）

十一代 三谷半兵衛 宝永二〜享保十七（二八年間）

十二代 三谷加太夫 享保十七〜寛延三（一九年間）

十三代 三谷助之進 寛延三〜安永六（二八年間）

十四代 三谷嘉太夫 安永六〜文化十（三七年間）

十五代 三谷助五郎 文化十〜天保四（二一年間）

十六代 三谷助之進 天保四〜廃止まで

このように西峰口の番所は慶長九年から三谷助之進の差出書まで（明治六年）実に二百九十年の長きに亘る歴史をもっている。

番所の跡はかなり様相は変わっているとはいえ、その風格を残しており、長屋門は昔のままである。

現在の建物は明治三十八年のものであるが、奥行五間半、長さ十間、間数十一という立派なものである。敷地は約四〇〇坪である。

#### (六) 西峰村庄屋松本家

番所跡のすぐ南下段に、しだれ桜の古木がある。この屋敷が松本邸である。このしだれ桜は稀に見る巨木で高さ八米、目通り三・三米の立派なものである。

西峰三谷家十代、三谷半兵衛は慶安二年（一六四九）父次太夫の跡目を相続し、西峰村庄屋兼西峰口番人として宝永二年（一七〇五）まで五十七年間実直に勤務した。



西峰庄屋屋敷のしだれ桜

この半兵衛に三九郎、加伝次、平五郎という三人の弟があった。三九郎は承応二年（一六五三）新田開拓によって得た田地を給知として山内家百人組郷士に取立てられた。加伝次は元禄十四年（一七〇一）宇田曾平という者の郷士株を譲受けて郷士となったが給知がなかった為、三谷寛兵衛、上田源内の給知の一部を買受け一戸を構えている。

平五郎については、兄半兵衛が仕渡しを行い、本家のすぐ下に新らしく一戸を構え有付いた。もともと三谷家は庄屋と口番人を兼ねていた為きわめて多忙であった。（下番人を七ヶ所に置き、更に御留山の管理等もあった）  
うえに、西峰村は東西三里に及ぶ広大であった。

こうしたことから半兵衛は庄屋役を弟平五郎に譲り、自分は口番人として専念したい旨を藩庁に申請した所、認められたので、元禄十六年（一七〇三）より平五郎が西峰村庄屋として就任した。

その後数代を経た寛政のはじめ三谷家に嫡子がなかった為潮江（高知市）の松本丈左衛門備明を迎えることになった。丈左衛門は入婿の条件として松本姓を名乗ることになっていたが、これは庄屋とは謂え、分家で百姓の身分である三谷家に入籍することは、丈左衛門の気位いが許さなかったものと伝えられる。  
爾来松本家は西峰村庄屋を子孫相伝え明治に至った。

尚大豊町で手を加えず、最も古い建築といわれる松本邸は、前記丈左衛門の代に新築したもので、棟札には「寛政壬子歳十月吉祥日建、当家主松本丈左衛門備明、大工本山郷北山村分助」とあり、実に一八〇余年の歳月を経た「文化財」的存在となっている。



松本邸棟札

元禄十六年、三谷半兵衛が弟平五郎に仕渡しを行った際の奉行所あての差出しは次の通りである。

この時の差出しには、

指 出

一、新田作貳拾壹石五斗 西峰村

一、本田扣地四石壹斗 同村

一、切畑地四拾四石七斗八升同村

右之分ハ爾来私扣地ニ而御座候此度引分平五郎ニ相渡し申度候

一、新田庄屋給田方壹石七斗六升五合

右之庄屋給唯今より平五郎へ相渡申候

外ニ

一、地下人百五拾人之者共壹ヶ年二三人役宛夫役相勤庄屋人夫仕候

メ所務末九石五斗

右之通平五郎ニ庄屋役被仰付被下度引分申度存候 以上

西峰口道番

三谷半兵衛

元禄十六年末九月廿四日

御奉行様

## 豊永の地名

長岡の郡名が生れたのは、一千年以上昔のことと伝えられる。それまで土佐の国は安芸、土佐、吾川、幡多の四郡であったが、仁明天皇の承和八年（八四一）に吾川郡八郷のうち、四郷を分けて高岡郡を置き、この前後土佐郡を割いて長岡郡を設け、さらに長岡郡を分割して香美郡を置いたと云われている。また『土佐幽考』は、土佐各郡の成立について

上古蓋安芸土佐吾川幡多四郡耳、統日本紀云、光仁天皇宝龜九年三月己酉土佐國言、去年七月風雨大切四郡百姓產業損傷、如以人畜流亡廬舎破壞詔加賑給此其証也、宝龜以来延喜以前割土佐建長岡割長岡建香美郡如何者鏡野諸村一推長岡、而在香美長岡兩郡中央、東西二里許南北十余町、東自鏡川水涯西至坂折山麓遠望難極眼、南北斷崖巍立直下近村斯知長岡郡名起之、今三分二屬香美郡、依割長岡郡也、

香美郡名也、類聚国史平城天皇大同五年有香美郡物部鏡連家主、古有鏡邑<sup>今逸</sup>之、郡名起之、一書云、夢野水涯有鏡岩<sup>映</sup>燭往来人此郡名以鏡、蓋由之也

と述べ、また『南路志』には、

平道云、此国もとは四郡なり、統日本紀光仁天皇宝龜九年三月己酉土佐國言、去年七月風雨大切四郡百姓產業損傷、如以<sup>ナラ</sup>人畜流亡、廬舎破壞、詔加<sup>玉</sup>賑給焉と見たり然るにいつれの郡をさすやさたかならず按に安芸、土佐、吾川、幡多なるへし、此名はみな古く見えたれ也、されは香美長岡はいつれの御世に建られしにや国史にももらせり高岡は吾川を分て建られしこと、統紀仁明天皇承和八年八月庚子土佐國吾川郡八郷各別三四郷建三郡新郡、号高岡郡司、分三四員置三員と

見えたり、さて香美郡の名日本後紀延暦廿四年に初めてみえたれば、宝亀九年四郡とあるより廿年はかりの間に建てられしこと知られたり、今おもふに日本後紀日本逸史類聚国史等に見へたる鏡連家主ハ夫妻ともに功の有し人なれハ新にこの郡をたてて香美カミと名づけ少領となしてはやく外従六位さつけ延暦廿四年に至りてまた爵二級を授玉へりと見たり、されハ香美の郡名は家主が姓の鏡よりいしものなるへしこの人の夫妻の行状をおもへは郡名におふせ玉へることさもあるへくおほゆ、(下略)

とある。土佐はもと四郡であり、長岡、香美は新設の郡とあるのは同じであるが、土佐幽考の長岡を割いて、香美郡を置いたとの説に対して、南路志では其の点はつきりしていない。

さらに『土佐国編年記事略』では、

大忍の郷ハ即伊賀麻呂カ居住セシ地ナルヘキカ、此郷今ハ香美郡ナレト、土佐国ノ四郡ナリシトキハ安芸郡ノ内ナリシヲ、後ニ割テ香美郡ヲ置シナルヘシ(中略)且伊賀麻呂安芸ノ少領ニテ香美郡ニ大忍ノサトアレハ、安芸ヲ割キシコトシルキオヤ、と述べているので、この著者は、安芸郡を割いて、香美郡としたとしている。

このごとく、土佐の大きな郡においても、諸説わかれるところで、確たる資料にとほしいのである。従つて我が豊永の地名についても同じく、いろいろ説はあるけれども、断定できる程の資料および記録がないので研究者の苦心するところである。

今豊永の地名が由つて来たる処の諸説を要約すると、大体三つになると思われる。即ち一般的に流布している小笠原備中守豊永の人名に由来する説と、大豊町の著名な郷土史家であつた故西村自登氏の京都の巫覡の配流説と、もう一人の郷土史家都築建康氏の、小笠原阿波守頼久より三代目の頼忠が、粟生の粟井城に移つたとき、元の九州の采邑、肥前玉名郡豊永の庄を偲んで名づけたとする説である。以下三説について詳述する。

## (一) 備中守豊永説

吉田東伍先生の大日本地名大辞典に拠れば

豊永(粟生)

東本山村の東を豊永郷という。今東西二村に分る。祖谷(阿州)萑生の山村と腹背を成す。吉野川ここに至り、北に転じ山城谷に向う。其の間に大冒険おまぼけの嶮あり。豊永は黒石、中屋、寺内、更に東一里に粟生、大平あり。豊永郷は往事小笠原氏の所領とぞ。小笠原氏は阿波三好氏の族類なるべし。

尚先生は一三四頁で豊永の地名の由来について述べられ、小笠原備中守豊永という人が居たので豊永の地名ができたと一般的に云われているがこれは誤りであろうと云っている。巷説にも地名を姓氏に革めた例は多いが、人名を地名にとつた例は極めて稀であるという。(備中守豊永の生い立ちや系図豊永との関係については、次の項で詳しい資料が掲げられているので参照せられたい。)

## (二) 九州豊永説

承平年中(九三一〜九三八)に作られた『和名類聚抄』によると、土佐七郡で郷名四十三が記載されている。そのうち長岡郡の部を見てみると、

長岡郡(九郷)中郡

登利郷鳥加

利は刈の訛で登刈であるという。吉田東伍博士は旧十市、三里であるとし、現在の南国市十市、高知市三里の地区をあてている。

殖田郷宇多 現在の南国市植田を中心とし、久礼田、土佐山田町新改を含めた地域と考えられる。郷内に延喜式

内社殖田神社がある。

宗部郷曾我 現在の南国市国分、比江を中心とする地域で、蘇我氏の部民と関係があるといわれる。中世には廿

枝郷たとなり長宗我部氏の本貫地であった。

江村郷衣牟良 宗部郷西の旧岡豊村で、現在の南国市中島、吉田、常通寺、小野、八幡等が含まれた地域。

片山郷加多也万 旧三和村であるが、稲生も含まれるという。現在の南国市片山を中心とする地域で、中世には片山

庄となった。

大角郷於保 現在の高知市大津の地。紀貫之の船出の地であるが、古くからの港である津の郷であったと考えら

れている。

気良郷 現在の高知市介良である。

篠原郷志乃波良 現在の南国市篠原を中心とした地域。

大曾郷曾保 もと大曾禰と書かれたが、禰の字を省略したと伝えられている。現在の南国市大桶おおきを中心として後

免、野田を含んだ地域と考えられる。(『高知県史』古代中世編三五―三六ページ)

以上九郷であるが、後世所属した殖田郷の中にはこの時代豊永の庄は出ていない。

松野尾章行の『土佐国村名沿革附録』に

文徳実録ニ仁寿三年(八五三)三月壬子大和守正五位下丹堀真人門成卒ス、門成ハ従五位下内藏助兼右衛門佐土佐真人豊永ノ子也

中山巖水の『土佐国編年記事略』に

土佐真人ハ朝臣トハ別カ尚克ク考フベシ長岡郡豊永ノ郷名ハ蓋シ此ノ人ノ名ニヨルナラン

中山巖水のいう如く、土佐真人豊永の名によって豊永の郷名が起つたとすれば、仁寿年間（八五一〜八五三）に豊永の地名があることになる。そうすると承平年中に作られた『和名類聚抄』に先立つこと八十五年前に豊永の地名があったとすれば、ずっと後世明徳二年（一一三九一）の定福寺鰐口銘等に豊永の文字が当然あるべきではなからうか、定福寺鰐口銘に

土佐国長岡郡粟生村定福寺敬白明徳二年辛未十二月二日大願主源頼忠

註 現在はこの鰐口は盗難にあい無くなっているので南路志による。

また、応永二十年（一一四一三）書写豊楽寺所藏大盤若經奥書に

土州長岡郡下山境村粟生定福寺

とある。明徳、応永年間に未だ豊永の地名は見えない。したがって土佐真人豊永の名によって豊永の地名が生れたとは首肯しがたい。当時は大盤若經奥書にあるように、下山境村と云つたと思われる。

豊永の地名が始めて記録に出てくるのは、天正二年（一一五七四）の豊楽寺御堂修造奉加帳である。すなわち、

豊永三郷トシテ本山、豊永、阿波三好、三馬ノ一部ヨリ寄進セリ

とある。降って、天正十六年（一一五八八）の長宗我部地檢帳に

土佐国長岡郡植田郷俊山堺之村豊永地檢帳

とある。この時代になって、はじめて豊永の地名が確定したようである。ではそのよって来るところを検討して見ると、南北朝時代にさかのぼり、豊永山、祖谷山、本山三郷の開発領主となった清和源氏義光流小笠原氏による。すなわち、小笠原氏系図によると、（小笠原氏系図其の他については豊永と小笠原氏の項でくわしく述べる。）

義光新羅三郎刑部小輔三代略—長清加賀美二郎始テ小笠原ヲ稱ス—三代略—阿波守頼実—

改頼久

この阿波守頼久の項に左のようにある。この人の時粟井城が築かれたことになる。

後醍醐天皇御宇建武元年戊戌年六月三日於守護館生誕童名豊竹丸

正平三年十二月十日元服五郎大夫

南北朝乱其時宮方奉仕祖谷山諸氏合セ從ヒテ土佐国官方通ス

土州長岡郡郷下山境村之内城築粟井城之後細川詮春与力国政執行

応永元年戊戌年正月十九日歿六十一歳

戒名棟林寺殿前四州管領從四位春芳良意大居士

頼実——阿波守頼氏——阿波守頼定——

改頼久

実ハ頼氏弟頼定早世ニ附相統

刑部大輔頼忠——

中将

父頼久公懐良親王。隨レ時九州ニ下向セ。

一時肥後ニ居テ所父阿波ニ帰国

肥州玉名郡豊永庄於生千寿丸

弘和三年五月阿波ニ帰リ既ニ阿州北朝屬ニ依テ祖谷山越長岡郡郷粟井城ニ來住後再肥州江下向菊地氏身寄勵居、正長中土州ハ帰国城

豊永ト改九州於宮方軍及親王忍時御難義思感有故

永享五年阿州有頼名主右京進成重、云者国境騒動起相戦此時負傷其後境ヲ定申シ歿セ。

長祿元年歿七十七歳

定福寺殿前土州長岡郡之郷領從四位下

岳峰青繁大居士

頼忠——嫡男右京亮道資——

肥州玉名郡豊永庄於生誕童名蔵王丸

御母菊地氏臣大友兵部丞康氏女之

代々南帝<sup>ニ</sup>属<sup>ス</sup>。肥州<sup>ニ</sup>下向采地有居住後土州<sup>ニ</sup>帰国途中寛正乙酉歳讃土<sup>ニ</sup>合兵討予洲之賊云  
同年九月十六日歿二十七歳

戒名覚道院殿前肥州豊永庄領従四位下淨溪晴雲大禪定門

道亮嫡男——備中守資宜<sup>号豊永</sup>——(此の人世に云備中守豊永である。)

妻小笠原宮内大輔頼清女之

康正元年三月六日生肥州豊永庄於生誕

童名松寿丸

応仁三年四月二十一日元服十五歳加冠大西宮内大輔頼清

父<sup>從</sup>土佐<sup>江</sup>帰国中瀬戸内海於賊襲壮烈戦死為火葬為御遺骨持来祭若宮八幡

大西在居後土州豊永城来住修築。采地長岡郡一万石領永正七年九月十八日歿五十五歳

戒名大西院勲芳資宜大禪定門

阿波守頼久は祖谷山の諸氏と共に南朝宮方に味方し、土佐宮方と通じ、その拠点として粟井城を築いた。(後の下土居城)その子頼忠は、父頼久が懐良親王に奉仕のため九州に在る時、玉名郡豊永庄で生れ長じて阿波に帰国したが、阿波の同族は北朝方になっていたので、祖谷山越えて粟井城に来住し、九州で菊地氏と共に宮方として抗争した艱難を偲んで、粟井城を豊永城と名付けた。その子右京亮道資は、肥州で生れ土佐へ帰国の途中予州の賊と戦い、豪勇の名を轟かして討死した。有名な「統群書類従文筆部」希世靈彦の小笠原道資画像賛は、この人のことである。(画像賛については別項に記す)その子備中守資宜号豊永が父道資の遺骨を持って、阿波から豊永城に來り、城を修築して永住することになる。その子越後守資貞は、明応六年(一四九七)阿波より祖谷山を越して豊永城に來り、大平に居館を設け豊永山に下土居館を造り、豊永惣分を領した。その子信濃守盈貞は、大平土居に住し、長宗我部兼序の二女を妻とし、長年に亘る秦氏との抗争に終止符を打つことになる。子も多く八男をあげたが、三男中務丞実吉に至って本姓を

革めて豊永と号すという。

そこで豊永の地名の起りにもどると、阿波守頼久が始めて粟生に城を築いて粟井城と名づけ、頼久より三代頼忠に至って、九州豊永の庄から粟井城に移り、元の采地肥後の豊永の庄を偲び豊永城（豊永山）と名づけた。

豊永の地名は、以上の由緒によって起ったと考えることが自然であり、すんなりと受入れることができるのではあるまいか。そうすれば、頼忠の豊永に来たのは正長元年であるので、西暦一四二八年となり、昭和四十八年を起点として、今を去る五百四十五年前、始めてこの地に豊永の名が起ったのである。さらに頼忠五代の孫中務丞実吉に至って、本姓小笠原を革め、豊永と公称するようになったので、地名豊永は決定的となった。

さらに裏付けとなる資料を上げると、谷秦山の「土佐遺語」に

豊永氏世々住長岡郡豊永山小笠原備中守豊永之裔也

「土佐物語」に

祖先小笠原越後守、豊永総分ヲ領シテヨリ四代目ノ孫中務大輔本姓ヲ革メテ豊永ト号ス

「土佐古城略史」に

豊永下土居城主小笠原備中守豊永

さきに述べた、粟井城を豊永城と改名した頼忠については、定福寺鰐口銘に

土佐国長岡郡粟生村定福寺敬白

明徳二年辛未十二月二日大願主源頼忠

とあり、頼忠の孫資（宜）については、下土居来巢大明神棟札に

明応五年辰年霜月五日

大壇主、源資信（宜）

とあり、資宜の子資貞（越後守）については、大平天王社棟札に

天文四年十二月三日

檀那源朝臣資貞

とあり資貞の子盈貞については、中屋村三躰妙見社棟札に

天文十九年十二月二十二日再興大明神

小笠原盈貞

とある。以上の金石銘及び棟札等によって、豊永の地名に関係のある主役の領主が実在したことがわかる。また天文二十四年には、豊楽寺鐘勸進之事があるが、それには小笠原姓を称するもの三人、豊永姓を称するもの十三人が出ており、筆頭の守の位のある者三人は、本姓小笠原を書き、介、助、丞、尉の位以下の者は皆俗称豊永を姓としたものである。

中村豊楽寺鐘勸進之事

天文二十四年五月八日敬白

小笠原築後守道賀

小笠原道実（豊永越後守）

小笠原松寿丸

豊永内蔵助茂政

豊永亀王丸

豊永中務丞実吉

豊永美濃守賀定

豊永左馬助実友

豊永大炊助

豊永左近将監実茂

今西越中守

豊永新左衛門

今西弥七郎

森藤藏人

同 甚衛門 豊永新介

豊永雅楽助 豊永四郎左衛門

西山三左衛門 森作助

今西新藏人 豊永弥六

今西治之丞 久松吉衛門尉

都築兵部丞 同 惣国之助

同 奇三郎 石田寛吉

同 新十郎 豊永縫殿助

黒石前左衛門殿

同 権介助 豊永右馬尉殿

都築隼人 都築美助殿

西山左兵衛殿 都築弥十郎殿

都築久衛門尉

とあり、これにより豊永・小笠原の両氏如何に繁衍せしか察するに足る。

### (三) 巫覡配流説

南路志に云う。豊永郷粟生定福寺鐫口銘に曰く。

「土佐国長岡郡粟生村定福寺敬白」

明德二年辛丑（一三九一）十二月

大願主 源 頼忠

又大平天王社棟札に曰く。

天文四年（一五五〇）十二月

檀那 源朝臣資貞

中屋妙見社棟札に曰く。

天文十九年十二月

小笠原盈貞

寺内豊楽寺鐘勸進帳に曰く。

天文二十四年（一五五五）五月敬白

小笠原築後守道賀

小笠原道実

前述してあるので以下略。

西村自登氏はこれらの資料を挙げ次のように説いている。

曰く。粟生には土居あり。即ち古城とす。古城記に云う。小笠原備中守豊永と云う人外に所見なし。何によりて云うにや。又豊永の郷名この備中守が実名によりて郷名になれりと世人云へり。これあやまりなるべし。豊永の氏はここに出せる天文二十四年の鐘勸進帳に小笠原氏、豊永氏別に見えたれば別氏なること勿論なり。然れば豊永は本よりの地名にて備中守が実名より出たるにあらざるべし。

この地方の人文が早くより開発されていたことは、第四章上古時代四、大豊の黎明(一)、巫覡の配流で詳しく述べてある。元明天皇の和銅六年（七一三）、詔して諸国の地名には佳字を付けよとあった。その後孝謙天皇の天平勝宝四年（七五二）八月に京都の巫覡らが配流されてこの地に来た。その時地名を「豊永」と選んだのではあるまいか。豊永の豊も永もともに何れ劣らぬ佳字であるからである。と言っている。

天正十六年長宗我部氏が、土佐全国の検地をした時の地検帳には、「土佐国長岡郡植田郷俊山境村豊永地検帳」とある。旧東豊永村・西豊永村・天坪村と大杉村のうち和田・穴内・中村大王・古味が豊永郷の範囲である。

元禄十三年（一七〇〇）山内藩制の土佐全図も、これに基づいて製図され、大字下土居を豊永と書き、西峰から吉野川に注ぐ南小川を豊永川と記入している。これを考えるとこの旧四ヶ村はその民族が同じで、国境地帯から漸次吉野川や支流を遡行して、河岸や段丘の沃地を求めて繁栄し、それぞれ集落を形成したものであろう。当時の村七軒で一里の五十戸に足らなかつたので里を成さず、平安時代源順の編した「和名類聚抄」にも郷としては出ていない。前述のとおり豊永郷は東西豊永・天坪・和田・穴内・中村大王・古味であったが、津家も入目なし、豊永藤兵衛の領地であり、高須も入目なし、豊永弥太夫の領地であった。この地方はみな豊永氏一族の分植地であって、いずれもその家系は同じであらう。

しかし、明治二十二年の町村制の施行は、もともと豊永に縁故の深い村を殊更に割いて、東本山村に一部が編入された。昭和三十年嶺東四ヶ村が大同団結して、大豊村として誕生したがこのことは分散していた一族が本然の姿に復活合流したもので、誠に意義深いものがある。